

診療報酬調査専門組織 医療機関等における  
消費税負担に関する分科会（第23回） 議事次第

令和5年10月4日（水）8時45分～

議 題

- 今後の進め方等について

# 診療報酬調査専門組織・医療機関等における

## 消費税負担に関する分科会委員名簿

(令和5年10月4日現在)

### ○公益、税制、会計有識者

いづか 飯塚	としあき 敏晃	東京大学大学院経済学研究科教授
のぐち 野口	はるこ 晴子	早稲田大学政治経済学術院教授
あんべ 安部	かずひこ 和彦	拓殖大学商学部教授
かわはら 川原	たけよし 文貴	株式会社川原経営総合センター代表取締役社長

### ○支払側委員

とりがた 鳥潟	みかこ 美夏子	全国健康保険協会理事
まつもと 松本	まさと 真人	健康保険組合連合会理事
さほ 佐保	しょういち 昌一	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
せいけ 清家	たけひこ 武彦	日本経済団体連合会経済政策本部副本部長
すずき 鈴木	じゅんぞう 順三	全日本海員組合組合長代行
すえまつ 末松	のりこ 則子	三重県鈴鹿市長

### ○診療側委員

いのくち 猪口	ゆうじ 雄二	日本医師会副会長
ながしま 長島	きみゆき 公之	日本医師会常任理事
かわせ 川瀬	ひろかず 弘一	日本私立医科大学協会 大学病院の診療報酬に関する検討委員会委員
なかむら 中村	やすひこ 康彦	全日本病院協会副会長
てらしま 寺島	たみこ 多実子	日本歯科医師会常務理事
とよみ 豊見	あつし 敦	日本薬剤師会常務理事

### ○医薬品、材料関係団体

えだひろ 枝廣	ひろみ 弘巳	日本医薬品卸売業連合会副会長
おがた 尾形	たつり 龍紀	四国医療器株式会社代表取締役社長

## 今後の進め方等について

# 社会保険診療に関する消費税の取扱いについての経緯

## 1. 総論

社会保険診療における消費税は非課税。医療機関等が仕入れにおいて負担する消費税（控除対象外消費税）は、過去消費税導入（平成元年）・引上げ（平成9年、平成26年、令和元年）時にそれぞれ、診療報酬へ上乗せすることで補てんをしている。

## 2. 平成26年（消費税8%引上げ時）の対応

- ① 消費税法等の一部改正法（平成24年法律第68号）に基づき、中医協・消費税分科会の場において、診療報酬とは別建ての高額投資対応の検討を議論。
- ② 議論の結果、別建ての高額投資対応は実施せず、消費税8%引上げ時の対応は診療報酬にて行うこととなった。
- ③ 診療報酬上の補てん見合いの点数配分の方法について議論を重ねた結果、基本診療料への点数上乗せを主とした対応を行うこととなった。

## 3. 令和元年（消費税10%引上げ時）の対応等

- ① 中医協・消費税分科会の場において、平成26年改定の診療報酬上の対応について、その補てん状況の把握を実施（※）。全体の補てん不足及び医療機関種別ごとの補てん率のばらつきが生じていること等が明らかになり、これに対する要因分析、より適切な補てん方法等について議論。  
（※）平成27年には平成26年度の状況について、平成30年には平成28年度の状況について、それぞれ把握作業を実施。  
平成27年には、当初「補てん状況にばらつきは見られたものの、マクロでは概ね補填されていることが確認された旨の報告があり、その後、平成30年まで把握作業は行われなかった。しかしながら、平成30年作業時に、平成27年の報告内容に誤りがあったことが判明した。
- ② 議論を踏まえて、全体の補てん不足及び医療機関種別ごとの補てん率のばらつきを是正するため、5%から8%への引上げ時の内容も含めて配点方法の見直しを行ったうえで、消費税10%引上げに対応した診療報酬上の対応を実施。
- ③ なお、平成30年度の『「医療機関等における消費税負担に関する分科会」における議論の整理』においては、「消費税率10%への引上げ後の補てん状況については、必要なデータが揃い次第速やかに、かつ継続的に調査することとする。」とされた。

## 4. 令和4年度診療報酬改定における対応

- ① 中医協・消費税分科会の場において、平成30年度の「医療機関等における消費税負担に関する分科会」における議論整理に基づき、令和3年に令和2年度の補てん状況の把握を実施。
- ② 医科・歯科・調剤全体として補てん不足となっていないことが確認されたこと、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったこと等を踏まえ、中医協において、「診療報酬の見直しは行わず、引き続き検証を行うことが適当」とされた。

# 令和4年度診療報酬改定における対応

- 令和2年度の医療機関等の消費税負担(5~10%部分)の診療報酬による補てん状況については、医科、歯科、調剤を合わせた全体の補てん率は103.9%となっており、また、医科全体、歯科、調剤それぞれをみても、補てん不足になっていない状況。
- 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響があり、上乗せを行った診療報酬項目の算定回数減少のほか、患者減に伴う課税経費の減少、消毒・マスク・機器整備等の感染対策のための課税経費の増加など、補てん額と負担額の双方にぶれが生じていると考えられ、令和2年度のデータにより、上乗せ点数の厳密な検証を行うことは困難。
- このため、令和4年度診療報酬改定においては、診療報酬の上乗せ点数の見直しは行わないこととして、引き続き、消費税負担額と診療報酬の補てん状況を把握して検証を行うことが適当ではないか。

## 【令和2年度の消費税負担の補てん状況】

- 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局ごとの施設数による加重平均により、全体の補てん率を算出すると、103.9%（医業・介護収益に対する補てん差額の割合0.04%）

（1施設・1年間あたり）

	医科全体	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
報酬上乗せ分 (A)	4,149千円	41,919千円	1,094千円	730千円	498千円
5%相当負担額 (B)	4,013千円	38,068千円	1,258千円	705千円	442千円
補てん差額 (A-B)	136千円	3,851千円	▲164千円	24千円	56千円
補てん率 (A/B)	103.4%	110.1%	87.0%	103.4%	112.7%
医業・介護収益 (C)	352,280千円	3,146,022千円	126,311千円	56,199千円	163,462千円
医業・介護収益に対する補てん差額の割合((A-B)/C)	0.04%	0.12%	▲0.13%	0.04%	0.03%
集計施設数	(2,282)	(843)	(1,439)	(492)	(846)

※ 医療機関等種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。  
 ※ 医業・介護収益には、新型コロナ関連補助金を含まない。

# (参考) 平成31年度税制改正大綱(抄) (平成30年12月14日 自由民主党・公明党)

## 第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

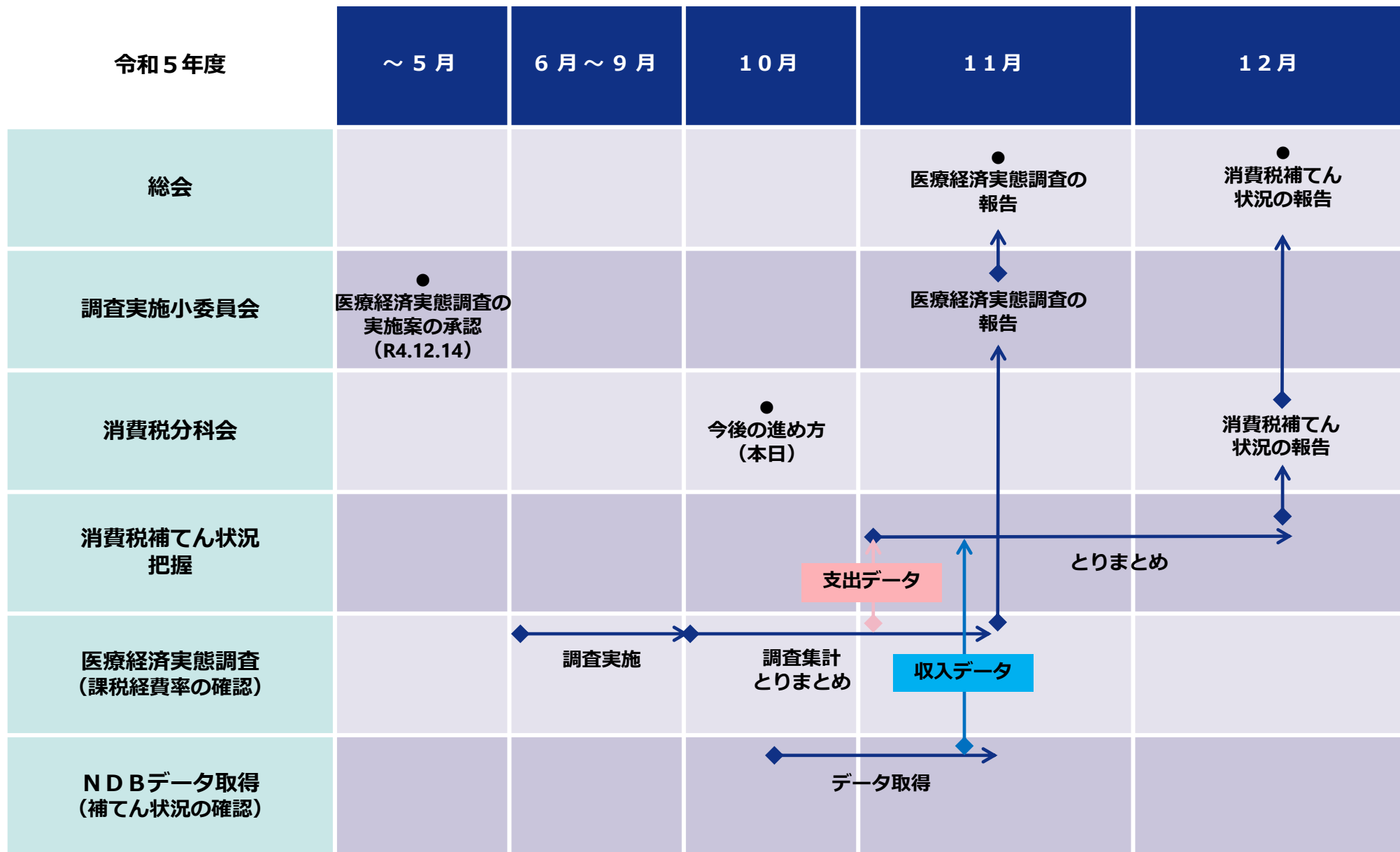
### 1 消費税率の引上げに伴う対応

#### (3) 医療に係る措置

社会保険診療等に係る医療は消費税非課税である一方、その価格は診療報酬制度による公定価格となっている。このため、平成元年の消費税導入以来、仕入れ税額相当分を診療報酬で補てんする措置が講じられてきたが、補てんにばらつきがある等の指摘があった。今般の消費税率10%への引上げに際しては、診療報酬の配点方法を精緻化することにより、医療機関種別の補てんのばらつきが是正されることとなる。今後、所管省庁を中心に、実際の補てん状況を継続的に調査するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて、診療報酬の配点方法の見直しなど対応していくことが望まれる。

なお、長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の3点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う。

# 令和6年度診療報酬改定に係る補てん状況把握のスケジュール（案）



# 令和6年度診療報酬改定に係る補てん状況の把握について（案）

- 前回（令和3年度）に実施した方法に倣って、以下のとおり実施することとしてはどうか。

## 1. 目的

令和元年に行われた、消費税率10%への引上げに伴う診療報酬による補てん（5%～10%部分）について、令和3年度、令和4年度の状況を把握する。

- （※） 薬価・特定保険医療材料は、税抜きの世界実勢価格に消費税を上乗せし、個々の薬価等に反映されているため、対象としない。

## 2. 補てん状況の把握方法について

### ○ 対象医療機関

現在実施中の第24回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査対象となっている医療機関等を対象とする。

### ○ 使用するデータ

個々の医療機関等について、収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分と、支出のうち課税経費の消費税相当額とを把握するため、以下のデータを使用する。

- ・ 収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分については、レセプト情報・特定健診等情報データベースから抽出した算定回数等のデータを使用する。（令和3年度・4年度分のデータを収集）
- ・ 支出のうち課税経費の消費税相当額については、第24回医療経済実態調査のデータを使用する。（各医療機関における、直近の事業年度（令和3年度・4年度）のデータを収集）

## 3. 補てん状況の把握のための収入と支出の対比について

個々の医療機関における補てん状況を推計し、医療経済実態調査の損益状況の集計区分と同様に、開設者別、病院機能別、入院基本料別に区分して比較する。

## 4. 報告時期

令和5年12月を目途として報告する。

## 【論点】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響や昨今の物価高騰の影響を踏まえ、データの分析や解釈についてどのように考えるか。



## (参考) 補てん状況把握のイメージ

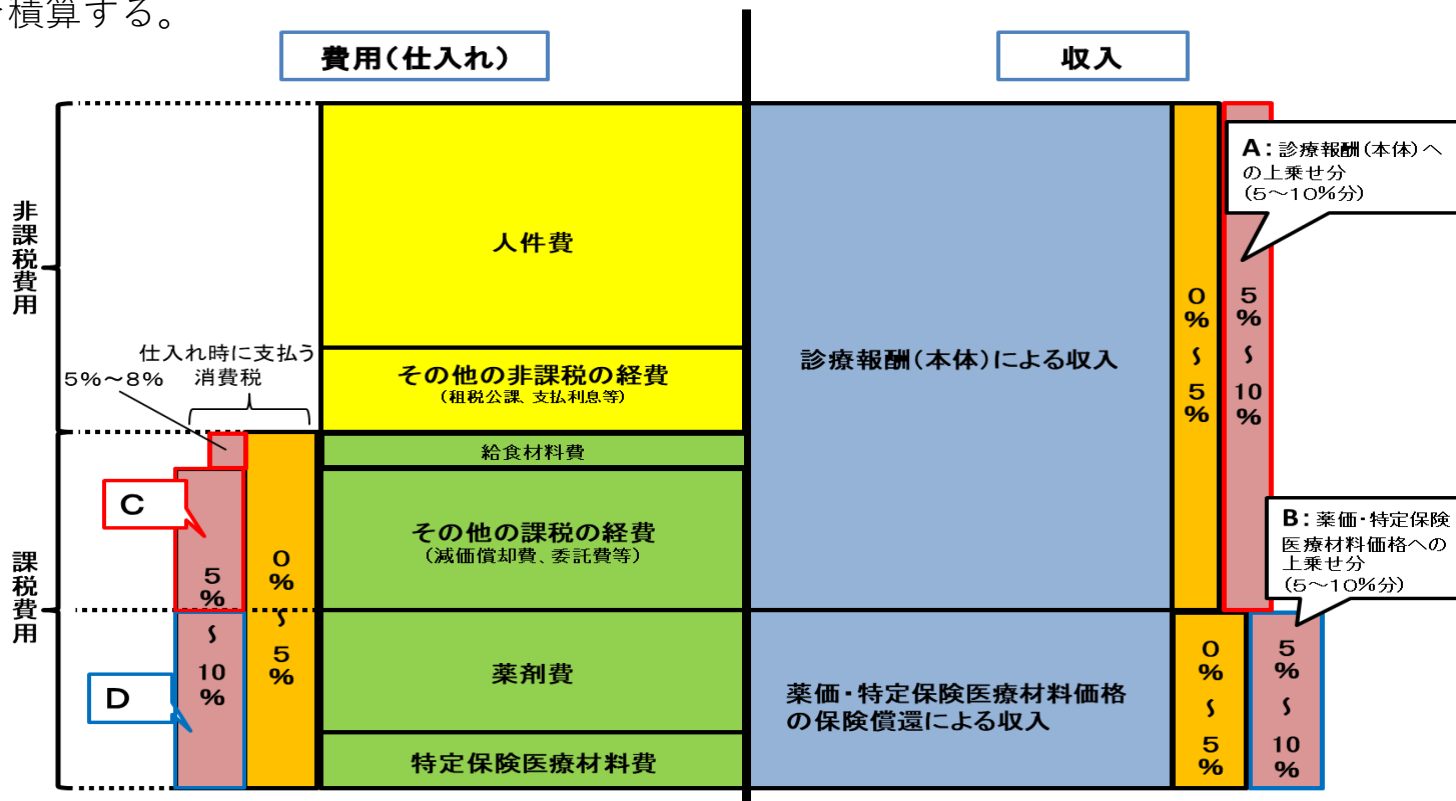
○ 収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分（下図のAの部分）と、支出のうち課税経費の消費税相当額（下図のCの部分）とを比較し、補てん状況を把握する。

### ・収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分（Aの部分）

消費税10%引上げに伴い上乗せした各診療項目（初・再診料、入院料等）の点数に、レセプト情報・特定健診等情報データベースから抽出した算定回数に乗じて積算する。

### ・支出のうち課税経費の消費税相当額（Cの部分）

第24回医療経済実態調査のデータより、個々の医療機関等の課税経費額を推計し、「その他の課税の経費」の消費税5%分を積算する。



(参考) 医療費の動向と物価状況の推移

# 令和4年度 医療費の動向 ～概算医療費の集計結果～

\* 概算医療費とは  
医療費の動向を迅速に把握するために、医療機関からの診療報酬の請求（レセプト）に基づいて、医療保険・公費負担医療分の医療費を集計したもの。労災・全額自費等の費用を含まず、国民医療費の約98%に相当。

- 令和4年度の概算医療費は46.0兆円、対前年同期比で4.0%の増加、対令和元年度比で5.5%の増加。  
なお、対令和元年度比の5.5%の増加は3年分の伸び率であり、1年当たりに換算すると1.8%の増加。
- 令和4年度の受診延日数は、対前年同期比で2.0%の増加、1日当たり医療費は2.0%の増加。
- 令和4年度の診療種類別では、いずれの診療種類別も対前年同期比でプラス、対令和元年度比でもプラスとなった。

診療種類別 医療費の対前年伸び率（対前年同期比）（%）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度 対令和元年度比	1年当たりに 換算した 伸び率
総計	2.4	-3.1	4.6	4.0	5.5	(1.8)
入院	2.0	-3.0	2.8	2.9	2.6	(0.9)
入院外	2.0	-4.3	7.5	6.3	9.3	(3.0)
歯科	1.9	-0.8	4.8	2.6	6.7	(2.2)
調剤	3.6	-2.6	2.7	1.7	1.8	(0.6)

# 令和4年度 医療費の動向 <概観>

- 令和3年度に引き続き令和2年度の減少の反動や、新型コロナウイルス感染症の患者が増えた影響等があり、令和4年度の概算医療費は46.0兆円、金額で1.8兆円、伸び率で4.0%の増加となっている。また、その内訳を見ると受診延日数は2.0%の増加、1日当たり医療費は2.0%の増加となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響の少ない令和元年度と比べると、医療費は5.5%の増加となっており、その内訳を見ると、受診延日数は▲3.6%と減少し、1日当たり医療費は9.4%増加している。

							(兆円、%)
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
概算医療費	42.2	42.6	43.6	42.2	44.2	46.0	令和4年度 対元年度比
対前年増減額	0.9	0.3	1.0	▲ 1.3	2.0	1.8	
伸び率 (①)	2.3	0.8	2.4	▲ 3.1	4.6	4.0	
(休日数等補正後)	(2.3)	(0.9)	(2.9)	(▲ 3.7)	(4.7)	※1 (3.9)	
受診延日数	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 8.5	3.3	2.0	
1日当たり医療費	2.4	1.3	3.2	5.9	1.3	2.0	▲ 3.6
人口増の影響 (②)	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.4	9.4
高齢化の影響 (③)	1.2	1.1	1.0	1.1	1.1	0.9	
診療報酬改定等 (④)		▲ 1.19	▲ 0.07	▲ 0.46	※2 ▲ 0.9	▲ 0.94	
上記の影響を除いた概算医療費の伸び率 (①-②-③-④)	1.3	1.1	1.6	▲ 3.4	5.0	4.5	

※ 1 令和4年度の休日数等の対前年度差異は土曜日が1日少なく、休日でない木曜日が2日少なく、連休数が4日少なかったことから、伸び率に対する休日数等補正は+0.04%。

※ 2 令和3年度の概算医療費を用いて、薬価改定の影響を医療費に対する率へ換算したものの。

(参考) 主傷病がCOVID-19であるレセプト(電算処理分)を対象に医科医療費を集計すると、令和4年度で8,600億円(全体の1.9%)程度。

# 医科医療費(電算処理分)の動向

レセプト電算処理システムにより処理された診療報酬明細書(電子レセプト)のうち医科入院、医科入院外分を用いて集計、医療費の動向について詳細を分析。  
ただし、電算化率の変動が医療費の伸び率に影響を与えること(電算化率は入院は95%程度、入院外は98%程度)に留意が必要。

- 年齢階級別では、入院は20歳以上65歳未満でマイナスとなっている一方、入院外は全ての年齢階級でプラスとなっている。
- 疾病分類別では、入院・入院外ともに、COVID-19を含む「特殊目的用コード」のプラスの影響が大きくなっており、入院外では「呼吸器系の疾患」のプラスの影響も大きい。
- 診療内容別では、入院は「入院基本料、特定入院料等」のプラスの影響が大きく、入院外は「医学管理」「検査・病理診断」のプラスの影響が大きい。

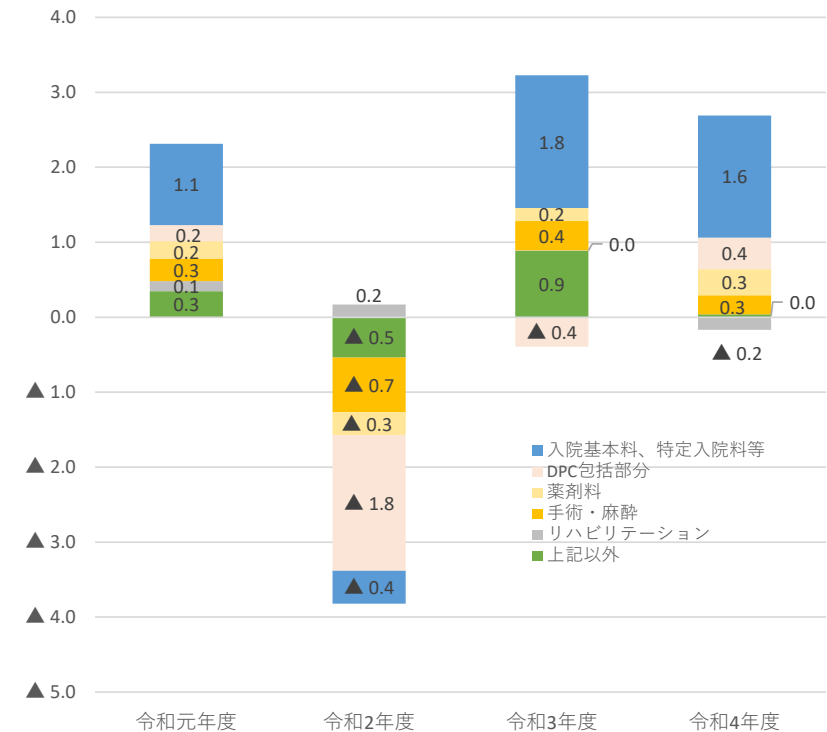
# 令和4年度 医科医療費（電算処理分）の動向 <診療内容別 入院>

- 診療内容別に入院医療費の伸び率を見ると、医療費の構成割合が高い「入院基本料、特定入院料等」が4.4%の増加、「DPC包括部分」が1.6%の増加となっている。
- 医療費全体の伸び率に対する影響度で見ると、「入院基本料、特定入院料等」が1.6%と過半を占めており、「手術・麻酔」「DPC包括部分」「薬剤料」がプラスの影響、「リハビリテーション」が▲0.2%とマイナスの影響を示している。

■ 入院医療費 診療内容別 対前年 伸び率 (%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度 医療費の 構成割合
総数	2.3	▲ 3.7	2.8	2.5	100.0
初診	0.6	▲ 10.5	6.4	1.0	0.1
医学管理	0.2	▲ 2.2	6.0	3.0	0.8
在宅	▲ 0.1	▲ 5.1	3.2	▲ 2.8	0.1
投薬	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 1.3	▲ 1.1	0.1
注射	▲ 3.1	▲ 7.1	0.8	2.0	0.2
処置	2.5	▲ 3.4	▲ 1.0	▲ 2.8	1.4
手術・麻酔	2.5	▲ 6.1	3.4	2.2	11.7
検査・病理診断	▲ 1.2	3.8	31.9	1.8	1.7
画像診断	▲ 0.8	▲ 4.9	1.6	▲ 1.3	0.5
リハビリテーション	2.6	3.3	0.2	▲ 3.2	5.3
精神科専門療法	1.9	3.1	▲ 1.1	▲ 5.5	0.6
放射線治療	3.0	▲ 2.7	▲ 3.7	0.1	0.3
入院基本料、特定入院料等	3.1	▲ 1.3	4.9	4.4	36.7
DPC包括部分	0.8	▲ 6.5	▲ 1.4	1.6	25.9
薬剤料	6.6	▲ 8.3	4.9	9.7	3.6
特定保険医療材料	5.2	▲ 3.6	7.4	2.1	6.7
入院時食事療養	0.1	▲ 5.7	▲ 1.3	▲ 1.7	3.5
生活療養食事療養	▲ 0.8	▲ 2.6	▲ 1.2	▲ 3.1	0.6
生活療養環境療養	▲ 0.2	▲ 2.7	▲ 0.6	▲ 2.7	0.2
その他	▲ 0.4	▲ 5.8	2.1	30.4	0.0

(%) 入院医療費の対前年伸び率の診療内容別影響度※  
(令和4年度の影響度上位5診療内容)



■ : 変動幅がプラス10%を超える区分

■ : 上位5診療内容

■ : 変動幅がマイナス10%を超える区分

※影響度は (各診療内容の医療費の増減分) ÷ (前期の医療費総数) × 100 で算定

# 令和4年度 医科医療費（電算処理分）の動向 <診療内容別 入院外>

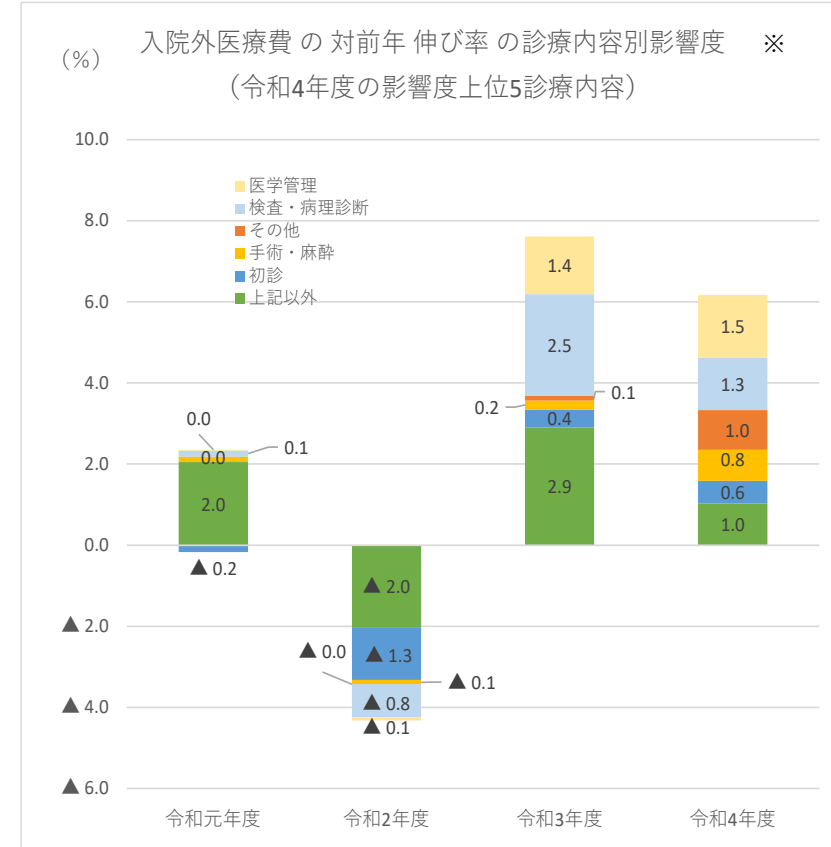
- 診療内容別に入院外医療費の伸び率を見ると、「初診」「医学管理」「手術・麻酔」「放射線治療」が大きく増加する一方、「注射」が▲22.3%と大きく減少している。
- 医療費全体の伸び率に対する影響度で見ると、「医学管理」「検査・病理診断」のプラスの影響が大きい。

■ 入院外医療費 診療内容別 対前年 伸び率 (%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度 医療費の 構成割合
総数	2.2	▲ 4.3	7.6	6.2	100.0
初診	▲ 3.0	▲ 24.2	10.4	12.6	4.4
再診	▲ 0.2	▲ 8.0	7.5	▲ 1.0	8.3
医学管理	0.3	▲ 1.0	16.6	16.6	9.3
在宅	5.0	7.3	7.4	5.6	6.8
投薬	▲ 4.5	▲ 8.0	▲ 0.8	▲ 0.4	1.0
注射	▲ 0.8	▲ 6.5	1.2	▲ 22.3	0.6
処置	1.7	▲ 3.3	0.8	▲ 0.6	8.2
手術・麻酔	4.8	▲ 3.6	7.7	26.9	2.8
検査・病理診断	0.8	▲ 4.4	13.6	6.7	19.4
画像診断	1.2	▲ 5.6	5.5	2.7	6.7
処方箋料	0.6	▲ 7.5	4.5	4.5	4.5
リハビリテーション	1.4	▲ 2.9	10.1	4.5	1.5
精神科専門療法	1.3	▲ 4.1	3.7	0.6	2.2
放射線治療	8.7	3.5	7.0	11.1	0.6
薬剤料	6.5	▲ 2.3	3.5	1.7	22.3
特定保険医療材料	5.0	3.1	4.0	1.3	1.1
その他	8.6	▲ 0.6	242.2	669.5	0.1

: 変動幅がプラス10%を超える区分
  : 上位5診療内容

: 変動幅がマイナス10%を超える区分



※影響度は (各診療内容の医療費の増減分) ÷ (前期の医療費総数) × 100 で算定

# 歯科医療費(電算処理分)の動向

レセプト電算処理システムにより処理された診療報酬明細書(電子レセプト)のうち歯科入院、歯科入院外分を用いて集計、医療費の動向について詳細を分析。  
ただし、電算化率の変動が医療費の伸び率に影響を与えること(電算化率は97%程度)に留意が必要。

- 年齢階級別では、10歳から20歳未満、30歳以上はプラスとなっている。
- 診療内容別では、医療費全体の伸び率に対する影響度で見ると、「検査・病理診断」が1.3%、「医学管理」が1.0%とプラスの影響、「処置」が▲0.5%とマイナスの影響を示している。



# 令和4年度 歯科医療費（電算処理分）の動向 <診療内容別>

- 診療内容別に医療費の伸び率を見ると、「検査・病理診断」<sup>(※)</sup>「歯科矯正」が大きく増加している。
- 医療費全体の伸び率に対する影響度で見ると、「検査・病理診断」<sup>(※)</sup>が1.3%、「医学管理」が1.0%とプラスの影響、「処置」が▲0.5%とマイナスの影響を示している。

(※)「検査・病理診断」には、令和4年度診療報酬改定にて歯周病安定期治療（Ⅰ）および（Ⅱ）が整理・統合された影響が含まれている。

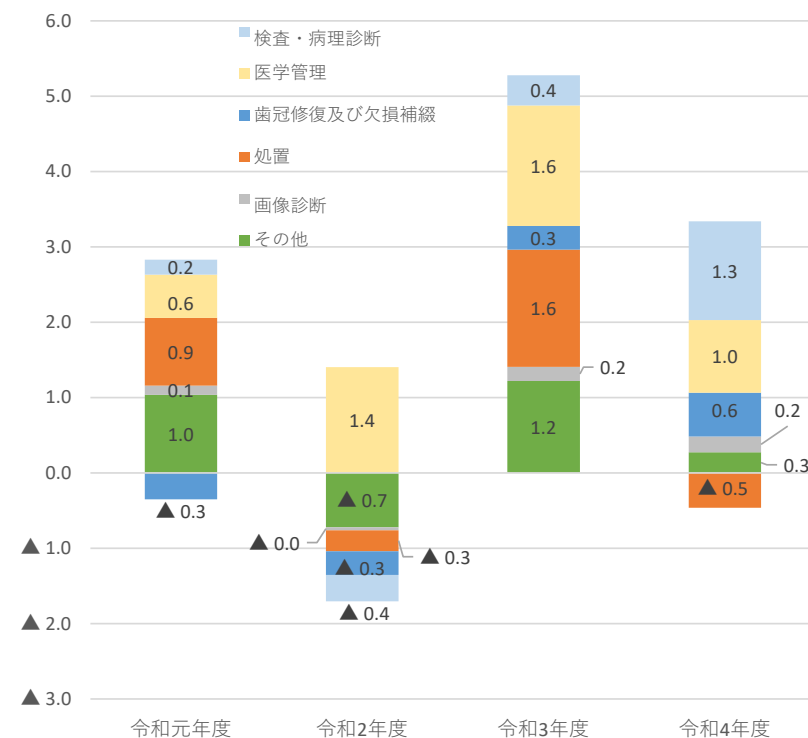
■ 診療内容別 対前年 伸び率 (%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度 医療費の 構成割合
総数	2.5	▲ 0.3	5.3	2.9	100.0
初診	3.3	▲ 3.3	2.0	0.1	6.6
再診	6.0	0.8	8.9	▲ 0.3	6.0
医学管理	5.2	12.5	12.6	7.1	13.6
在宅	7.5	▲ 5.6	9.4	3.7	3.5
投薬	0.5	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 2.3	0.8
注射	▲ 3.1	▲ 8.8	▲ 3.4	▲ 3.9	0.0
処置	4.5	▲ 1.4	7.7	▲ 2.2	20.7
手術・麻酔	2.6	▲ 3.7	3.2	1.5	2.8
検査・病理診断	3.0	▲ 5.3	6.4	20.7	6.3
画像診断	3.0	▲ 1.0	4.6	5.1	4.1
歯冠修復及び欠損補綴	▲ 1.0	▲ 0.9	0.9	1.8	32.0
リハビリテーション	2.9	▲ 8.4	5.7	2.7	1.3
放射線治療	9.4	0.8	▲ 12.8	4.5	0.0
歯科矯正	9.1	5.4	22.2	10.9	0.2
入院料等	5.6	▲ 8.9	2.6	7.4	0.8
薬剤料	0.8	3.0	▲ 0.4	▲ 1.1	0.7
特定保険医療材料	2.1	▲ 12.2	5.0	5.5	0.2
入院時食事療養等	1.0	▲ 14.5	▲ 3.2	▲ 0.3	0.0
その他	9.2	▲ 6.3	7.3	3.9	0.3

■ : 変動幅がプラス10%を超える区分      ■ : 上位5診療内容

■ : 変動幅がマイナス10%を超える区分

(%) 歯科医療費の対前年伸び率の診療内容別影響度 ※  
(令和4年度の影響度上位5診療内容)



※影響度は（各診療内容の医療費の増減分）÷（前期の医療費総数）×100 で算定

## 調剤医療費（電算処理分）の動向

レセプト電算処理システムにより処理された調剤報酬明細書（電子レセプト）を用いて集計、調剤医療費の動向について詳細を分析。

- 調剤医療費について、1.7%と増加しており、影響度の内訳をみると、技術料で1.5%、薬剤料で0.1%のプラスの影響となった。
- 調剤医療費のうち薬剤料の伸び率について、処方箋枚数の4.4%の増加に対し、処方箋1枚当たり薬剤料の伸び率が▲4.1%となっており、結果として0.1%の増加となっている。
- 薬剤料の伸び率を薬効分類別に見ると、「循環器官用薬」「中枢神経系用薬」などがマイナスに影響している一方、「腫瘍用薬」「化学療法剤」「その他の代謝性医薬品」はプラスに影響している。
- 後発医薬品割合（数量ベース）は令和4年度末（令和5年3月）時点で83.7%。

# 令和4年度 調剤医療費（電算処理分）の動向 <調剤医療費・薬剤料の伸び率>

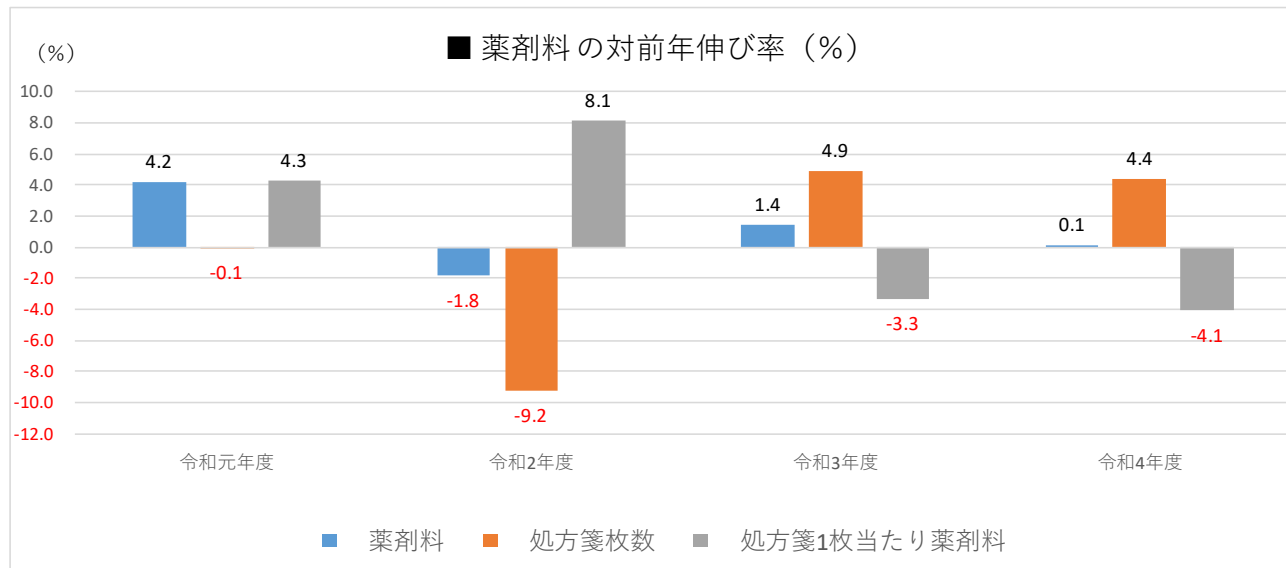
- 令和4年度の調剤医療費（電算処理分）の伸び率は1.7%と増加しており、影響度の内訳をみると、技術料で1.5%、薬剤料で0.1%のプラスの影響となっている。
- 薬剤料について、処方箋枚数の4.4%の増加に対し、処方箋1枚当たり薬剤料の伸び率が▲4.1%となっており、結果として0.1%の増加となっている。

■ 調剤医療費（電算処理分）の対前年伸び率影響度（%）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調剤医療費（電算処理分）	3.7	-2.6	2.8	1.7
技術料	0.6	-1.3	1.8	1.5
薬剤料	3.1	-1.4	1.0	0.1

■ 薬剤料の対前年伸び率（%）

薬剤料	4.2	-1.8	1.4	0.1
処方箋枚数	-0.1	-9.2	4.9	4.4
処方箋1枚当たり薬剤料	4.3	8.1	-3.3	-4.1



# 医療費と消費者物価指数の推移

- 医療費と消費者物価指数との前年比の推移は以下のとおり。
  - ・ 医療費の前年度比は、令和2年度に-3%を下回ったが、令和3年度は4%を上回っている状況。
  - ・ 消費者物価指数の前年度比は、令和4年度に3%を上回っている状況。



※1 公表されている直近の年までの数値で作成している。

※2 医療費は令和2年度までは厚労省「国民医療費」における医療費の前年比、令和3年度以降は厚労省「医療費の動向調査」における概算医療費の前年年度比。

※3 物価上昇率は令和2年基準消費者物価指数（総務省）の前年度比。

# 令和 4 年度診療報酬改定における 対応について

○ 令和2年度の補てん状況の把握結果を踏まえ、「令和4年度診療報酬改定においては、消費税上乗せ分の見直しは行わないこととし、引き続き、消費税負担額と診療報酬の補てん状況を把握して検証を行うことが適当」という対応案について、方向性は概ね一致が得られた。

## 【委員からの主な意見】

### ○ 支払側委員

- ・ 今回見直しを行わないことに異論はない。マクロで見れば十分補てんされている。集団によつての振れ幅は、収支構造の違いを反映したものであり、基本診療料に上乗せしていることで生じており、割り切るべき。令和2年度は、患者の受療行動が大きく変化したことや、課税経費に補助金で購入したものも含まれているなど、収入・支出ともに例年と異なっており、正確な検証は困難。再度、2年後の実調で検証するということがよい。
- ・ 新型コロナの要因があるので、現状では対応案は妥当。次回は、消費税負担を公平に補てんできる方法を検討する必要。
- ・ 現状では、マクロで補てん不足となっていない。新型コロナの影響が大きい令和2年度のデータでは検証困難であり、対応案のとおりの方策しかないと理解。引き続き補てん状況を把握して検証することが適当。2年後の実調ではなく、新型コロナの影響を除いたデータを何らかの方法で毎年把握して、個別項目も含めて検証できないか。

### ○ 診療側委員

- ・ 今回は、新型コロナの影響が大きい。分析しても、上乗せ点数に活用することは困難であり、令和4年度改定では、上乗せ点数の見直しを行わないことは了解。その前提で、医療機関側からは、大きなマイナスが出ているところもある中、うまくいっているとされると納得できない方もでてくる。一般診療所は10%を超える補てん不足であることは事実。今回は新型コロナの極めて特殊な状況での判断であり、前例にしては困る。次回の改定のときに新型コロナだから何もしないということではなく、慎重に考えるべき。
- ・ 新型コロナの影響が大きいので、詳細な検証が難しいことは理解。令和4年度改定で見直しを行わないことは適当。その上での要望として、今後の改定に向けて、個々の医療機関の補てん状況や課税経費率の分布のデータなど、詳細なデータをだして、十分平等に補てんされる精緻な方法を頻回に協議していくような体制をつくることを要望する。
- ・ 薬局でも新型コロナにより非常に大きな影響を受けており、補てん額と負担額にぶれが生じている。実調をみると設備投資ができなくなっている。今回は、新型コロナの影響で厳密な検証が困難であり、対応案のとおりでよい。

## (支出)

- 第23回医療経済実態調査（医療機関等調査）に回答した医療機関等を対象として、各医療機関等の同調査の令和2年度の課税経費（消費税5～10%部分）を使用。

## (収入)

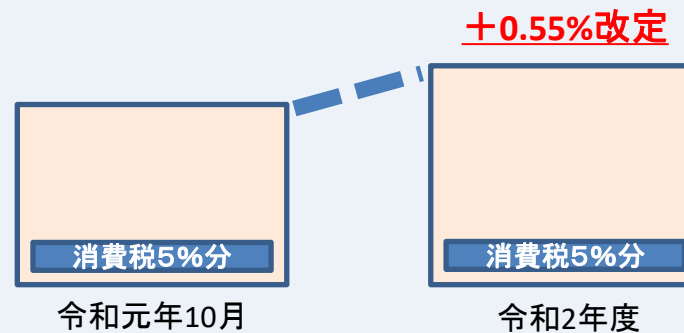
- レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）により、上記の各医療機関等の令和2年4月から令和3年3月の消費税上乗せ項目の算定回数を抽出し、各項目の消費税上乗せ点数（消費税5～10%部分）を乗じて、年間の消費税上乗せ分の合計を算出。
  - ・ 令和2年度改定により改正されている項目は、改定前の同様の項目と同程度の上乗せ点数が含まれているものとしている。
  - ・ 特定入院料等のうち包括入院料については、薬剤費の消費税上乗せ分相当の点数も含まれるため、報酬本体の消費税上乗せ分相当として今回用いる点数は、各包括入院料の上乗せ分相当の点数全体から、薬剤費の消費税上乗せ分相当の点数を控除したものとしている。
  - ・ DPC病院の包括部分については、DPC病院から厚生労働省に提出されるDPCデータを用いて、医療経済実態調査に回答したDPC病院について、包括部分の消費税上乗せ分相当の点数、医療機関別の係数、入院日数から算出している。

## (その他)

- 医療機関等種別ごとの平均補てん率を算出するに当たって、病院は病院種別（一般病院、精神科病院、特定機能病院、子ども病院）ごとの施設数による加重平均、一般診療所は入院診療収益の有無ごとの施設数による加重平均、歯科診療所及び保険薬局は開設者種別（法人、個人）ごとの施設数による加重平均を行っている。また、病院のうち一般病院は、開設者種別（国立、公立、公的、社保関係法人、医療法人、その他法人、個人）ごとの施設数による加重平均を行っている。
- 今回の補てん状況の把握の客体は、原則として、医療経済実態調査に回答した医療機関等としているが、NDBの算定回数がゼロなど、外れ値と考えられる医療機関等は対象としていない。

## (留意点)

- 令和2年度については、医療機関等の支出面、収入面とも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている。
- 支出については、サンプル調査（医療経済実態調査）を基にしており、対象医療機関等が調査ごとに異なる。収入についても、当該調査に回答した医療機関等を対象にしている。
- 診療報酬による補てんについては、個々の医療機関等ごとに消費税負担が異なる状況を踏まえつつ、類型ごとに平均的な医療機関等について補てんできるよう配点しているが、改定後の時間の経過とともに、医療機関等の消費税負担の状況は変化し、また、初・再診料や入院基本料等の算定回数も変化する。
- 消費税分を上乗せした項目の一部がその後の通常改定で改定されている。
- 令和元年10月の改定後、令和2年度に+0.55%のプラス改定を行っている。





# 令和2年度 補てん状況把握結果② 【病院】

診 調 組 税 - 1  
3 . 1 2 . 2

- 病院全体の補てん率は、110.1%であった。
- 一般病院は110.7%、精神科病院は104.4%、特定機能病院は110.0%、こども病院106.8%であった。

(1施設・1年間当たり)

	病院全体	一般病院	精神科病院	特定機能病院	こども病院
報酬上乘せ分 (A)	41,919千円	39,331千円	19,390千円	465,839千円	217,418千円
5%相当負担額 (B)	38,068千円	35,542千円	18,578千円	423,529千円	203,562千円
補てん差額 (A-B)	3,851千円	3,789千円	813千円	42,310千円	13,856千円
補てん率 (A/B)	110.1%	110.7%	104.4%	110.0%	106.8%
医業・介護収益 (C)	3,146,022千円	2,987,515千円	1,570,488千円	31,436,856千円	14,017,289千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	0.12%	0.13%	0.05%	0.13%	0.10%
集計施設数	(843)	(627)	135	66	15
平均病床数	(251)	(184)	257	832	437

※ 病院全体、一般病院の値は、施設種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

# 令和2年度 補てん状況把握結果③-1 【病院うちDPC病院】

診 調 組 税 - 1  
3 . 1 2 . 2

○ 病院のうちDPC病院の補てん率をみると、一般病院は106.5%、特定機能病院は110.0%、こども病院は106.8%であった。

(1施設・1年間当たり)

D P C病院	一般病院	精神科病院	特定機能病院	こども病院
報酬上乘せ分 (A)	96,718千円	—	465,839千円	217,418千円
5%相当負担額 (B)	90,796千円	—	423,529千円	203,562千円
補てん差額 (A-B)	5,922千円	—	42,310千円	13,856千円
補てん率 (A/B)	106.5%	—	110.0%	106.8%
医業・介護収益 (C)	7,282,727千円	—	31,436,856千円	14,017,289千円
医業・介護収益に対する補てん差額の割合((A-B)/C)	0.08%	—	0.13%	0.10%
集計施設数	214	—	66	15
平均病床数	293	—	832	437

# 令和2年度 補てん状況把握結果③-2 【病院うち非DPC病院】

○ 病院のうち非DPC病院の補てん率をみると、一般病院は113.9%、精神科病院は104.4%であった。

(1施設・1年間当たり)

非DPC病院	一般病院	精神科病院	特定機能病院	こども病院
報酬上乘せ分 (A)	21,475千円	19,390千円	-	-
5%相当負担額 (B)	18,857千円	18,578千円	-	-
補てん差額 (A-B)	2,617千円	813千円	-	-
補てん率 (A/B)	113.9%	104.4%	-	-
医業・介護収益 (C)	1,618,072千円	1,570,488千円	-	-
医業・介護収益に対する補てん差額の割合((A-B)/C)	0.16%	0.05%	-	-
集計施設数	413	135	-	-
平均病床数	128	257	-	-

# 令和2年度 補てん状況把握結果④-1 【一般病院：届出入院基本料別】

診 調 組 税 - 1  
3 . 1 2 . 2

- 一般病棟、療養病棟、結核病棟それぞれの入院基本料を届け出ている一般病院の補てん率は100%を上回った。
- 精神病棟入院基本料を届け出ている一般病院の補てん率は100%を下回った。

(1施設・1年間当たり)

一般病院	一般病棟入院基本料 届出病院	療養病棟入院基本料 届出病院	結核病棟入院基本料 届出病院	精神病棟入院基本料 届出病院
報酬上乘せ分 (A)	55,037千円	22,603千円	81,824千円	91,413千円
5%相当負担額 (B)	51,406千円	18,498千円	80,600千円	95,324千円
補てん差額 (A - B)	3,631千円	4,105千円	1,224千円	▲3,911千円
補てん率 (A/B)	107.1%	122.2%	101.5%	95.9%
医業・介護収益 (C)	4,160,294千円	1,605,372千円	6,241,944千円	7,606,522千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A - B)/C)	0.09%	0.26%	0.02%	▲0.05%
集計施設数	480	221	28	41
平均病床数	194	150	289	403

# 令和2年度 補てん状況把握結果④-2 【一般病院：届出入院基本料別】

○ 特定機能病院、障害者施設等それぞれの入院基本料を届け出ている一般病院の補てん率は100%を上回った。

(1施設・1年間当たり)

一般病院	特定機能病院入院基本料届出病院			専門病院入院基本料 届出病院	障害者施設等入院 基本料届出病院
	一般病棟	結核病棟	精神病棟		
報酬上乘せ分 (A)	465,839千円	438,128千円	468,023千円	—	33,338千円
5%相当負担額 (B)	423,529千円	392,796千円	424,114千円	—	26,548千円
補てん差額 (A-B)	42,310千円	45,332千円	43,908千円	—	6,790千円
補てん率 (A/B)	110.0%	111.5%	110.4%	—	125.6%
医業・介護収益 (C)	31,436,856千円	27,781,155千円	30,832,114千円	—	2,458,962千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	0.13%	0.16%	0.14%	—	0.28%
集計施設数	66	8	55	—	58
平均病床数	832	857	836	—	182

# 令和2年度 補てん状況把握結果⑤ 【一般病院：開設主体別】

○ 一般病院の開設主体別の補てん率をみると、医療法人は117.4%、国立は109.6%、公立は88.1%、国公立除くでは119.4%であった。

(1施設・1年間当たり)

一般病院	一般病院全体	医療法人	国立	公立	国公立除く
報酬上乘せ分 (A)	39,331千円	25,862千円	83,511千円	60,529千円	42,246千円
5%相当負担額 (B)	35,542千円	22,029千円	76,164千円	68,728千円	35,394千円
補てん差額 (A-B)	3,789千円	3,834千円	7,347千円	▲8,199千円	6,853千円
補てん率 (A/B)	110.7%	117.4%	109.6%	88.1%	119.4%
医業・介護収益 (C)	2,987,515千円	1,978,078千円	6,388,906千円	4,566,981千円	3,175,934千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	0.13%	0.19%	0.12%	▲0.18%	0.22%
集計施設数	(627)	304	17	130	480
平均病床数	(184)	135	315	218	171

※ 一般病院全体の値は、施設種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

# 令和2年度 補てん状況把握結果⑥-1 【一般病院：看護配置基準別】

○ 一般病棟入院基本料届出病院について、看護配置基準ごとに補てん状況をみると、看護配置基準と補てん率に有意な相関性はみられなかった。

(1施設・1年間当たり)

一般病棟入院基本料届出病院	単純平均	急性期一般入院料1	急性期一般入院料2～7	地域一般入院料1、2	地域一般入院料3
報酬上乘せ分(A)	55,037千円	102,611千円	31,425千円	14,446千円	11,310千円
5%相当負担額(B)	51,406千円	97,567千円	27,806千円	12,824千円	12,433千円
補てん差額(A-B)	3,631千円	5,044千円	3,619千円	1,622千円	▲1,123千円
補てん率(A/B)	107.1%	105.2%	113.0%	112.6%	91.0%
医業・介護収益(C)	4,160,294千円	7,906,038千円	2,244,151千円	1,003,081千円	1,021,284千円
医業・介護収益に対する補てん差額の割合((A-B)/C)	0.09%	0.06%	0.16%	0.16%	▲0.11%
集計施設数	480	177	236	26	41
平均病床数	194	298	143	97	98

# 令和2年度 補てん状況把握結果⑥-2 【一般病院：DPC病院×看護配置基準別】

診調組 税 - 1  
3 . 1 2 . 2

- 一般病棟入院基本料届出病院のうちDPC病院について、看護配置基準ごとに補てん状況をみると、急性期一般入院料1、急性期一般入院料2～7いずれの病院についても、補てん率が100%を上回った。

(1施設・1年間当たり)

一般病棟入院基本料届出病院	単純平均	急性期一般入院料1	急性期一般入院料2～7	地域一般入院料1、2	地域一般入院料3
報酬上乘せ分 (A)	97,447千円	114,818千円	52,521千円	-	-
5%相当負担額 (B)	90,844千円	108,400千円	45,438千円	-	-
補てん差額 (A-B)	6,603千円	6,417千円	7,083千円	-	-
補てん率 (A/B)	107.3%	105.9%	115.6%	-	-
医業・介護収益 (C)	7,303,683千円	8,763,705千円	3,527,764千円	-	-
医業・介護収益に対する補てん差額の割合((A-B)/C)	0.09%	0.07%	0.20%	-	-
集計施設数	208	150	58	-	-
平均病床数	294	327	208	-	-



# 令和2年度 補てん状況把握結果⑥-3 【一般病院：非DPC病院×看護配置基準別】

診調組 税 - 1  
3 . 1 2 . 2

- 一般病棟入院基本料届出病院のうち非DPC病院について、看護配置基準ごとに補てん状況をみると、看護配置基準と補てん率に有意な相関性はみられなかった。

(1施設・1年間当たり)

一般病棟入院基本料届出病院	単純平均	急性期一般入院料1	急性期一般入院料2～7	地域一般入院料1、2	地域一般入院料3
報酬上乘せ分(A)	22,606千円	34,797千円	24,551千円	14,446千円	11,310千円
5%相当負担額(B)	21,247千円	37,381千円	22,061千円	12,824千円	12,433千円
補てん差額(A-B)	1,359千円	▲2,585千円	2,490千円	1,622千円	▲1,123千円
補てん率(A/B)	106.4%	93.1%	111.3%	112.6%	91.0%
医業・介護収益(C)	1,756,526千円	3,141,222千円	1,825,895千円	1,003,081千円	1,021,284千円
医業・介護収益に対する補てん差額の割合((A-B)/C)	0.08%	▲0.08%	0.14%	0.16%	▲0.11%
集計施設数	272	27	178	26	41
平均病床数	117	134	121	97	98

# 令和2年度 補てん状況把握結果⑦ 【一般病院：新型コロナ対応別】

診 調 組 税 - 1  
3 . 1 2 . 2

- 一般病院について、新型コロナ対応別に補てん状況をみると、重点医療機関、協力医療機関、受入病床割当医療機関いずれも補てん率が100%を上回った。

(1施設・1年間当たり)

一般病院	一般病院全体	重点医療機関	協力医療機関	受入病床割当 医療機関	左記以外
報酬上乘せ分 (A)	39,331千円	105,870千円	49,376千円	38,465千円	23,850千円
5%相当負担額 (B)	35,542千円	105,646千円	40,373千円	33,049千円	20,527千円
補てん差額 (A-B)	3,789千円	224千円	9,003千円	5,416千円	3,323千円
補てん率 (A/B)	110.7%	100.2%	122.3%	116.4%	116.2%
医業・介護収益 (C)	2,987,515千円	8,230,966千円	3,396,483千円	2,836,007千円	1,801,209千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	0.13%	0.00%	0.27%	0.19%	0.18%
集計施設数	(627)	138	109	35	345
平均病床数	(184)	328	175	168	132

※ 一般病院全体の値は、施設種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

# 令和2年度 補てん状況把握結果⑧ 【一般診療所】

診調組 税 - 1  
3 . 1 2 . 2

- 一般診療所全体の補てん率は、87.0%であった。
- 個人は105.4%、医療法人・その他は79.6%であった。

(1施設・1年間当たり)

一般診療所	全体	個人	医療法人・その他
報酬上乘せ分 (A)	1,094千円	858千円	1,219千円
5%相当負担額 (B)	1,258千円	814千円	1,530千円
補てん差額 (A-B)	▲164千円	44千円	▲312千円
補てん率 (A/B)	87.0%	105.4%	79.6%
医業・介護収益 (C)	126,311千円	82,489千円	152,815千円
医業・介護収益に対する補てん差額の割合 ((A-B)/C)	▲0.13%	0.05%	▲0.20%
集計施設数	(1,439)	593	846

※ 全体の値は、施設種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

# 令和2年度 補てん状況把握結果⑨ 【歯科診療所】

診調組 税 - 1  
3 . 1 2 . 2

- 歯科診療所全体の補てん率は、103.4%であった。
- 個人は101.7%、医療法人・その他は106.7%であった。

(1施設・1年間当たり)

歯科診療所	全体	個人	医療法人・その他
報酬上乘せ分 (A)	730千円	597千円	1,187千円
5%相当負担額 (B)	705千円	588千円	1,113千円
補てん差額 (A - B)	24千円	10千円	74千円
補てん率 (A/B)	103.4%	101.7%	106.7%
医業・介護収益 (C)	56,199千円	44,049千円	98,208千円
医業・介護収益に対する補てん差額の割合 ((A - B) / C)	0.04%	0.02%	0.08%
集計施設数	(492)	374	118

※ 全体の値は、開設者種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

- 保険薬局全体の補てん率は、112.7%であった。
- 個人は123.0%、法人は112.3%であった。

(1施設・1年間当たり)

保険薬局	全体	個人	法人
報酬上乘せ分 (A)	498千円	285千円	515千円
5%相当負担額 (B)	442千円	232千円	459千円
補てん差額 (A-B)	56千円	53千円	56千円
補てん率 (A/B)	112.7%	123.0%	112.3%
医業・介護収益 (C)	163,462千円	83,173千円	169,947千円
医業・介護収益に対する補てん差額 の割合 (A-B)/C)	0.03%	0.06%	0.03%
集計施設数	(846)	38	808

※ 全体の値は、開設者種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

# 令和2年度 補てん状況把握結果① 【全体】

診 調 組 税 - 1  
3 . 1 2 . 2

(1施設・1年間当たり)

	医科全体	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
報酬上乘せ分 (A)	4,149千円	41,919千円	1,094千円	730千円	498千円
5%相当負担額 (B)	4,013千円	38,068千円	1,258千円	705千円	442千円
補てん差額 (A-B)	136千円	3,851千円	▲164千円	24千円	56千円
補てん率 (A/B)	103.4%	110.1%	87.0%	103.4%	112.7%
医業・介護収益 (C)	352,280千円	3,146,022千円	126,311千円	56,199千円	163,462千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	0.04%	0.12%	▲0.13%	0.04%	0.03%
集計施設数	(2,282)	(843)	(1,439)	(492)	(846)

■ 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局ごとの施設数による加重平均により、全体の補てん率を算出すると、103.9%（医業・介護収益に対する補てん差額の割合0.04%）となる。

※ 医療機関等種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。  
 ※ 医業・介護収益には、新型コロナ関連補助金を含まない。（以下同様）

# これまでの経緯について

# 1. 総論

2. 3%引上げ時、5%引上げ時の対応について

3. 8%引上げ時の対応について

4. 8%引上げに係る検証について

5. 10%引上げ時に対応について



# 非課税となる取引とは

- 消費税の性格から、課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当ではない取引。以下の13項目の取引については「非課税取引」とされている。

## 【課税対象になじまないもの】

- ① 土地の譲渡及び貸付け
- ② 有価証券、有価証券に類するもの及び支払手段の譲渡
- ③ 利子に対価とする貸付金その他の特定の資産の貸付け等
- ④ 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡、物品切手等の譲渡
- ⑤ 国、地方公共団体等が、法令に基づき徴収する手数料等に係る役務の提供等

## 【社会政策的な配慮から課税することが適当ではないもの】

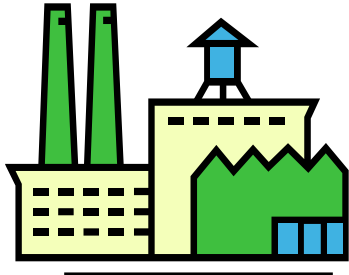
- ⑥ **公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類する資産の譲渡等**
- ⑦ 介護保険法の規定に基づく、居宅・施設・地域密着型介護サービス費の支給に係る居宅・施設・地域密着型サービス等
- ⑧ 医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による、助産に係る資産の譲渡等
- ⑨ 墓地、埋葬等に関する法律に規定する埋葬・火葬に係る埋葬料・火葬料を対価とする役務の提供
- ⑩ 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品の譲渡、貸付け等
- ⑪ 学校、専修学校、各種学校等の授業料、入学金、施設設備費等
- ⑫ 教科用図書 の譲渡
- ⑬ 住宅の貸付け

# 消費税の基本的な仕組み

(イメージ)

納税義務者

製造業者



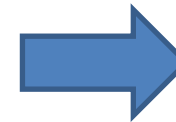
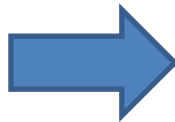
納税義務者

小売店



税率10%の場合

消費者



取引

売上げ(税抜)	1000
消費税①	100

売上げ(税抜)	3000
消費税②	300
-----	
仕入れ(税抜)	1000
仕入れに係る消費税①	100

支払総額 3300

消費税

納付税額 A  
① 100

納付税額 B  
②-① 200

消費者が負担した消費税  
300 (=納付税額A+B)

税務署への  
申告・納付

仕入税額  
控除

税務署への  
申告・納付

- 納税義務者は、製造業者や小売店
- 最終的な負担者は、消費者

# 社会保険診療における消費税の取扱い(現状・非課税)

(イメージ)

納税義務者

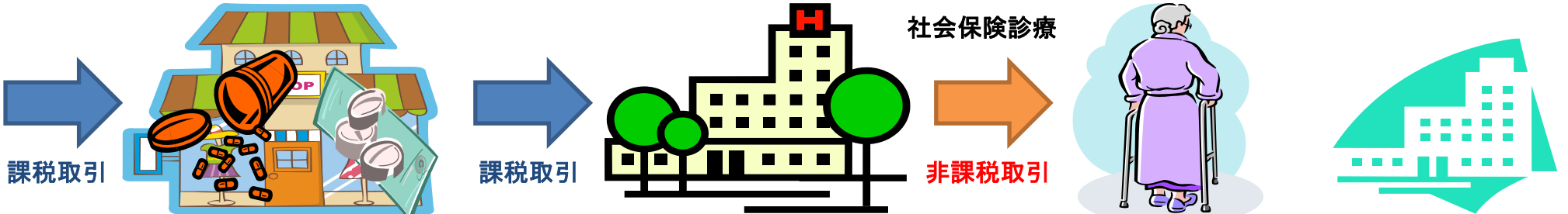
卸

医療機関等

患者

保険者等

税率10%の場合  
(診療報酬による売上げ3000は仮定)



取引

売上げ(税抜)	1000
消費税②	100
<hr/>	
仕入れ(税抜)	900
仕入れに係る消費税①	90

消費税

納付税額	
②-①	10

仕入税額控除

税務署への  
申告・納付

診療報酬による売上げ	3000
消費税非課税	
<hr/>	
仕入れ(税抜)	1000
仕入れに係る消費税②	100

社会保険診療は非課税のため、  
当該仕入分に係る仕入税額控除  
を行えない

納税はしない

支払総額

3000	(診療報酬 対応分含む)
×	患者の自己 負担割合

支払総額

3000	(診療報酬 対応分含む)
×	患者の自己 負担割合
〔 1 - 患者の自己 負担割合 〕	

- 卸は納税義務者となるが、医療機関等は納税義務者とはならない。
- 非課税取引である社会保険診療においては、当該仕入分に係る仕入税額控除を行えないため、仕入に係る税負担(本図では100)は診療報酬で手当てされている。

1. 総論
2. **3%引上げ時、5%引上げ時の対応について**
3. 8%引上げ時の対応について
4. 8%引上げに係る検証について
5. 10%引上げ時に対応について

# 平成元年、9年時の消費税対応分の計算方法

『診調組 税-1 30.3.30』  
から抜粋したもの

## ○平成元年4月診療報酬改定時(消費税導入時)の計算方法

① 薬価基準分  $3.0\% \times 0.9$  (注)  $\times 0.9$  (在庫一ヶ月分調整率) = 2.4% (医療費ベース0.65%)

② 診療報酬本体分

{  $100\% - 51.6\%$  (人件費の割合)  $- 20.4\%$  (薬剤費の割合)  $- 3.7\%$  (価格低下品目の割合)  $- 10.3\%$  (非課税品目の割合)  $- 4.0\%$  (主要でない項目の割合) }  $\times 1.2/100$  (消費者物価への影響)  $\times 10/11$  (在庫1ヶ月分調整率) = 0.11%

**全体改定率 ①+②=0.76%**

(注) 消費税導入時の薬価算定方式は、薬の流通価格の加重平均値よりも、最低でも10%程度上乗せされた価格が薬価として設定されていたため、過剰転嫁とならないよう、「0.9」を乗じている。

## ○平成9年4月診療報酬改定時(消費税5%への引上げ時)の計算方法

① 薬価基準分  $20.9\%$  (薬剤費の割合)  $\times 2/103 = 0.40\%$

② 特定保険医療材料分  $2.4\%$  (特定保険医療材料の割合)  $\times 2/103 = 0.05\%$

③ 診療報酬本体分 {  $100\% - 46.8\%$  (人件費の割合)  $- 20.9\%$  (薬剤費の割合)  $- 2.4\%$  (特定保険医療材料の割合)  $- 8.4\%$  (非課税品目の割合) }  $\times 1.5/100$  (消費者物価への影響) = 0.32%

**全体改定率 ①+②+③=0.77%**

## 平成元年度改定項目(抜粋)

### 医科(平成元年)

	改定前	平成元年度改定後
血液化学検査 (①5項目以上7項目以下)	190点	195点(+5点)
基準寝具加算	14点	15点(+1点)
給食料	135点	136点(+1点)

### 歯科(平成元年)

	改定前	平成元年度改定後
印象採得 (欠損補綴、連合印象)	160点	165点(+5点)
有床義歯 (局部義歯、1歯から4歯まで)	340点	345点(+5点)

### 調剤(平成元年)

	改定前	平成元年度改定後
計量混合調剤加算	200円	205円(+5円)

## 平成九年度改定項目（抜粋）

### 医科（平成九年）

	改定前	平成九年度改定後
入院環境料	156点	160点(+4点)
静脈内注射	27点	28点(+1点)
高エネルギー放射線治療	1000点	1100点(+100点)

### 歯科（平成九年）

	改定前	平成九年度改定後
根管充填 (単根管)	67点	68点(+1点)
インレー (単純なもの)	165点	170点(+5点)

### 調剤（平成九年）

	改定前	平成九年度改定後
一包化加算	30点	35点(+5点)

# 1. 総論

2. 3%引上げ時、5%引上げ時の対応について

**3. 8%引上げ時の対応について**

4. 8%引上げに係る検証について

5. 10%引上げ時に対応について



## ○「社会保障・税一体改革大綱について」（平成24年2月17日閣議決定）（抄）

### （2）消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱とする。その際、医療機関等の行う高額の投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当することとする。また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。

## ○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（平成24年3月30日閣議決定）（抄）

### 第7条第一号へ

医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、**厚生労働省において定期的に検証を行う場を設ける**こととするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。



平成24年4月11日開催の中医協総会において、

- ・ 新たな分科会を設置すること
  - ・ その分科会において“消費税課税の状況把握のための調査”を行うこと
- 等を決定

## 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 (平成24年法律第68号)

### 第7条第一号ト

医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

### 第7条第一号ロ

低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

## 社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書 (平成24年6月15日 民主党・自由民主党・公明党)

### 税関係協議結果

政府提出の税制抜本改革2法案については、以下のとおり修正・合意した上で、今国会中の成立を図ることとする。

### ○第7条(消費税率引上げに当たっての検討課題等)について

- ・ 医療については、第7条第1号へ(※)に示した方針に沿って見直しを行うこととし、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時までには、高額の投資に係る消費税負担について、医療保険制度において他の診療行為と区分して適切な手当を行う具体的な手法について検討し結論を得る。また、医療に関する税制上の配慮等についても幅広く検討を行う。

※ 3党合意による衆議院における法案修正により、①医療機関等の消費税負担に関する規定の条文番号が「第7条第一号へ」から「第7条第一号ト」にずれ、②第7条第一号ロとして複数税率導入に関する検討規定が追加された。

# 「医療機関等における消費税負担に関する分科会」 における議論の中間整理(平成25年9月25日)の概要

診調組 税 - 1  
30.3.30

## 1. 診療報酬とは別建ての高額投資対応について

- 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担については、平成26年4月の消費税率8%への引上げ時に、診療報酬とは別建ての高額投資対応を行うことについて検討を行った。
- 診療側委員からは、
  - ・ 診療報酬による対応は補填部分が不明確となり限界があるため、消費税率10%への引上げ時には税制上の抜本的な対応が必要であり、8%への引上げ時点においては、複雑な対応をすべきではない、
  - ・ 高額投資対応の財源を診療報酬改定の財源に求めるのであれば、高額投資を行った医療機関に対して、高額な投資を行っていない医療機関が負担することになるため、別の意味の不公平感が生じる、という意見など、診療報酬とは別建ての高額投資対応を行うことに対する反対意見が多数述べられた。
- 支払側委員からも、
  - ・ 医療機関が独自の経営判断で行う設備投資に対して、患者や保険者が事後的に補填することは理屈に合わず、加入者や事業者の理解を得るのが困難、
  - ・ 今回の引上げ分のみ対応することとすると、不公平感が完全には解消しないのに、システム改修等に膨大なコストがかかるため、効果がコストに見合わない、などの意見が述べられた。
- また、「医療機関等の設備投資に関する調査」の結果等によれば、医療機関等の投資実績に応じた償還に必要な財源規模を正確に見込むことは困難と考えられる。
- 以上のとおり、診療側委員、支払側委員の意見が一致したことから、消費税率の8%引上げ時には、診療報酬とは別建ての高額投資対応は実施せず、診療報酬改定（調剤報酬改定を含む。以下同じ。）により対応することとする。

# 「医療機関等における消費税負担に関する分科会」 における議論の中間整理(平成25年9月25日)の概要

診調組 税 - 1  
30 . 3 . 30

## (1) 本体報酬

### ① 上乗せの対象項目について

- 報酬上乗せを行う報酬項目等については、透明性・公平性の観点から、基本診療料・調剤基本料への上乗せで対応すべきとの意見に加え、高額な投資に一定の配慮をする観点から、基本診療料・調剤基本料への上乗せに「個別項目」への上乗せも組み合わせるべきとの意見もあった。以上より、医療経済実態調査の結果等を踏まえ、基本診療料・調剤基本料への上乗せによる対応を中心としつつ、「個別項目」への上乗せを組み合わせる形で対応することを基本とする。
- また、基本診療料・調剤基本料へ上乗せする場合の上乗せ方法については、基本的に以下のとおりとする。
  - ① 医科診療報酬では、
    - ア 診療所については、初・再診料及び有床診療所入院基本料に上乗せする。
    - イ 病院については、診療所と初・再診料の点数を変えないようにするため、診療所に乗せた点数と同じ点数を初・再診料（外来診療料を含む。）に上乗せし、余った財源を入院料等に上乗せする。
  - ② 歯科診療報酬では、初・再診料に上乗せする。
  - ③ 調剤報酬は、調剤基本料に上乗せする。

## 〔公益裁定〕

## 「消費税率8%への引上げに伴う対応」について（抜粋）

本体報酬「消費税率8%への引上げに伴う対応」について、公益委員の考えは以下のとおりである。

## 1. 略

2. しかしながら、今回の医療経済実態調査の結果等から、高額な投資への配慮の観点で、どの「個別項目」にどの程度上乗せすればよいかということ判断することは、データの制約上、困難である。

また、高額な投資が行われた時点が、消費税引上げの前か後かによって、投資に係る消費税負担と診療報酬による補てんと間に不整合が生じるという問題もある。

3. このような中で、仮に特定の「個別項目」を選定し、積極的に点数を上乗せした場合、医療機関の間に新たな不公平感を惹起するだけでなく、患者の理解を得られないおそれもあり、全ての人から納得を得られるような「個別項目」への上乗せは現実的に不可能である。

4. 診療報酬で対応する以上、「個別項目」に上乗せしない場合であっても、一定の不公平感が生じることはもとより避けられないが、今回のように限られたデータの中で対応を行わざるを得ないとすれば、可能な限り分かりやすい形で上乗せすることを重視すべきであり、**基本診療料・調剤基本料に点数を上乗せすることを中心に対応し、「個別項目」については、基本診療料・調剤基本料との関係上、上乗せしなければ不合理になると思われる項目等に補完的に上乗せすることが、現時点で取り得る最善の策である**と考える。具体的には、別添のと通りの改定とする。

# 消費税率8%引上げ時の対応(平成26年度改定)

診 調 組 税 - 1  
2 7 . 8 . 7

○ 平成26年4月の消費税引上げでは、医療機関等の実態調査に基づき、消費税対応分として、必要額(診療報酬改定全体±1.36%)を確保。

◆ 診療報酬本体(+0.63%)

…多くの医療機関等に手当される等の観点から、初再診料、入院基本料等の基本的な点数に上乗せ

◆ 薬価・特定保険医療材料価格(+0.73%)

…市場実勢価格に消費税3%分を上乗せ

### 医療機関等の仕入れの構造

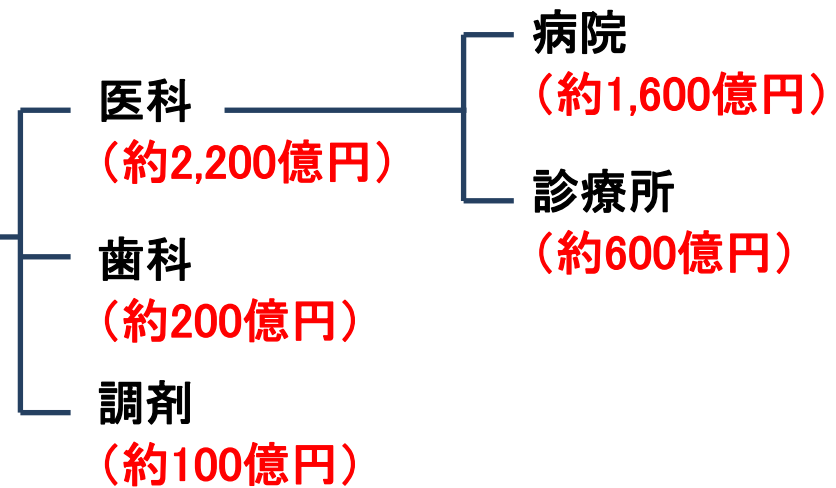
非課税仕入れ (人件費等)	診療報酬で補てん (改定率1.36%相当)	
	新たに医療機関等に発生する消費税負担	
課税仕入れ (委託費等)	5%	3%
課税仕入れ (医薬品・医療材料)	5%	3%

全ての仕入れ価格が3%引き上げられるわけでない(非課税仕入れが存在)ので、改定率は1.36%相当

### 26年度の改定率(消費税対応)

薬・材料	0.73%
	(約3,000億円)
本体	0.63%
	(約2,600億円)
合計	1.36%
	(約5,600億円)

### 本体報酬の財源配分



## 1. 平成26年度診療報酬改定率(消費税引上げ対応分)を踏まえた財源配分について

### (1) 改定率

全体改定率 +1.36% (約5600億円)

診療報酬改定(本体) +0.63% (約2600億円)

各科改定率 医科 +0.71% (約2200億円)

歯科 +0.87% (約 200億円)

調剤 +0.18% (約 100億円)

※3科の改定率は、薬剤費、特定保険医療材料費を除いた課税経費率(減価償却分を含む)に応じたものとなっている。

医科、歯科、調剤間での財源配分についての「議論の中間整理」での記述

②消費税引上げに伴う改定財源の配分の考え方について

○ 消費税引上げに伴う本体報酬に係る改定財源の配分については、以下の算式で得られる数値により財源を按分することを基本とする。

①医科、歯科、調剤間での財源配分

〈医科、歯科、調剤ごとの医療費シェア〉×〈医科、歯科、調剤ごとの課税経費率〉

薬価改定等 +0.73% (約3000億円)

薬価改定 +0.64% (約2600億円)

材料価格改定 +0.09% (約 400億円)

### (2) 改定率の計算式

$$\textcircled{1} \text{診療報酬本体 } (17.39\% (\text{その他課税費用}) + 4.59\% (\text{減価償却費})) \times 3/105 = 0.63\%$$

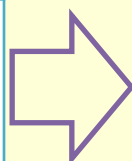
$$\textcircled{2} \text{薬価改定 } 22.55\% (\text{医薬品費}) \times 3/105 = 0.64\%$$

$$\textcircled{3} \text{材料価格改定 } 3.19\% (\text{特定保険医療材料費}) \times 3/105 = 0.09\%$$

## 消費税8%への引上げに伴う対応①

## 1. 医科診療報酬

現行	
初診料	270点
再診料	69点
外来診療料	70点
入院基本料 (有床診療所入院基本料を含む。) 特定入院料 短期滞在手術基本料	各点数
【個別項目】	
外来リハビリテーション診療料1	69点
外来放射線照射診療料	280点
在宅患者訪問診療料1	830点



改定後		うち、消費税 対応分
(改)初診料	<u>282点</u>	(+12点)
(改)再診料	<u>72点</u>	(+3点)
(改)外来診療料	<u>73点</u>	(+3点)
(改)入院基本料 (有床診療所入院基本料を含む。) (改)特定入院料 (改)短期滞在手術基本料	<b>平均的に+2% 程度上乗せ</b>	
【個別項目】		
(改)外来リハビリテーション診療料1	<u>72点</u>	(+3点)
(改)外来放射線照射診療料	<u>292点</u>	(+12点)
(改)在宅患者訪問診療料1	<u>833点</u>	(+3点)

## [点数配分の考え方]

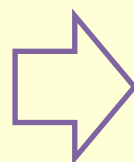
- ・医科に配分された2,200億円を、診療所と病院の医療費シェア・課税経費率に応じて配分(診療所600億円、病院1,600億円)
- ・診療所の600億円をほぼ全額初・再診料に配分(初診料と再診料の比率は、現行の点数比率≒4:1)。
- ・病院について診療所と同じ点数を初・再診料(外来診療料)に上乗せし、残った財源を課税経費率に応じて入院料に配分(平均的に2%程度の上乗せとなる)
- ・有床診療所入院基本料は、病院の入院料と均衡するよう2%程度引上げ。
- ・最後に残った財源を補完的に個別項目に上乗せ。



## 消費税8%への引上げに伴う対応②

## 2. 歯科診療報酬

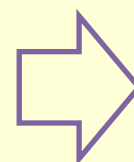
現行	
歯科初診料	218点
歯科再診料	42点
【個別項目】	
歯科訪問診療料1	850点



改定後		うち、消費税 対応分
(改) 歯科初診料	<u>234点</u>	(+16点)
(改) 歯科再診料	<u>45点</u>	(+3点)
【個別項目】		
(改) 歯科訪問診療料1	<u>866点</u>	(+16点)

## 3. 調剤報酬

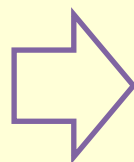
現行	
調剤基本料	40点
【個別項目】	
一包化加算(56日分以下)	30点
無菌製剤処理加算 (中心静脈栄養法用輸液)	40点



改定後		うち、消費税 対応分
(改) 調剤基本料	<u>41点</u>	(+1点)
【個別項目】		
(改) 一包化加算(56日分以下)	<u>32点</u>	(+2点)
(改) 無菌製剤処理加算 (中心静脈栄養法用輸液)	<u>65点</u>	(+10点)

## 4. 訪問看護療養費

現行	
訪問看護管理療養費 (初日)	7,300円



改定後		うち、消費税 対応分
(改) 訪問看護管理療養費 (初日)	<u>7,400円</u>	(+100円)

1. 総論
2. 3%引上げ時、5%引上げ時の対応について
3. 8%引上げ時の対応について
- 4. 8%引上げに係る検証について**
5. 10%引上げ時に対応について

# 消費税率 8 %への引上げに伴う補てん状況の把握方法

診 調 組 税 - 2  
27. 11. 30 (改)

## 1) 目的

平成26年度の消費税率引上げによる医療機関等の負担増について、同年度の診療報酬改定において実施した消費税率引上げに対応するための診療報酬改定によりどの程度補てんされている状況を把握する。

## 2) 把握内容

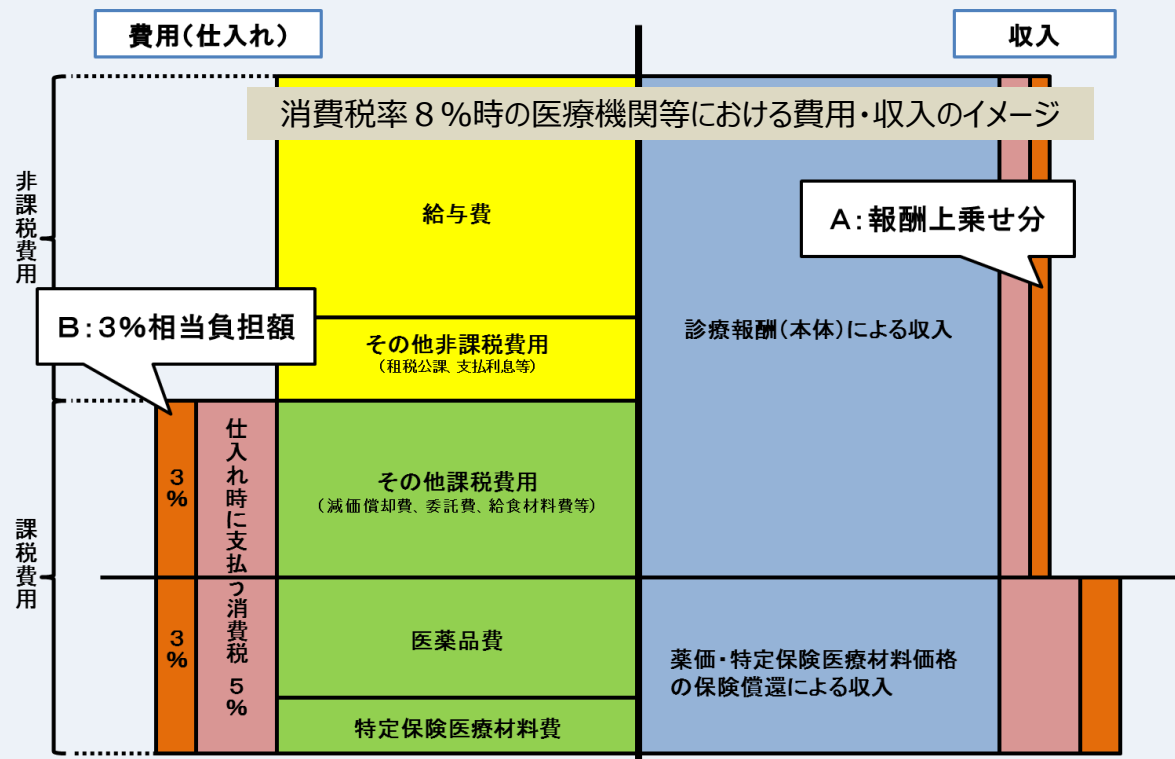
医療経済実態調査（医療機関等調査）に回答した医療機関等を対象として、

- ・ 負担する消費税仕入れ税額相当額のうち平成26年度の税率引上分（3%；5%→8%）と、
- ・ 診療報酬収入のうち平成26年度診療報酬改定において行った消費税率引上対応分を、それぞれ把握する。

※ 医薬品及び特定保険医療材料は、個別に償還価格が設定されており、消費税率引上時に個々の薬価等に税率引上分を上乗せしたことから、補てん状況把握の対象外とした。

## 3) 補てん状況の把握

補てん状況の把握は、医薬品費と特定保険医療材料費を除いた『その他課税費用（減価償却費を含む。以下同様。）』の消費税3%相当額（右図Bの部分。以下「**3%相当負担額**」という。）と、平成26年度診療報酬改定において診療報酬本体へ上乗せされた消費税分（右図Aの部分。以下「**報酬上乗せ分**」という。）とを比較することにより行った。



# 平成28年度 補てん状況把握結果①【全体】

診 調 組 税 - 1  
3 0 . 7 . 2 5

(1施設・1年間当たり)

	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
報酬上乘せ分 (A)	17,860千円	818千円	374千円	263千円
3%相当負担額 (B)	21,005千円	736千円	406千円	297千円
補てん差額 (A-B)	▲3,145千円	82千円	▲31千円	▲35千円
補てん率 (A/B)	85.0%	111.2%	92.3%	88.3%
医業・介護収益 (C)	2,964,340千円	132,220千円	52,879千円	165,676千円
医業・介護収益に対する補てん差額の割合((A-B)/C)	▲0.11%	0.06%	▲0.06%	▲0.02%
集計施設数	(994)	(1,252)	(448)	(900)

※ 上記はサンプル調査の結果であり、これによって全体の姿を正確に表すことは困難であるが、仮に病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局の補てん率（医療経済実態調査による消費税支出に対するNDBデータによる補てん点数の比率）から全体の補てん率を推計すると、約92.5%（医業・介護収益に対する補てん差額の割合▲0.05%）となる。

# 平成28年度 補てん状況把握結果②-1 【病院】

診 調 組 税 - 1  
3 0 . 7 . 2 5

- 病院全体としての補てん率は、85.0%であった。
- 一般病院は85.4%、精神科病院は129.0%、特定機能病院は61.7%、こども病院は71.6%であった。

(1施設・1年間当たり)

	病院全体	一般病院	精神科病院	特定機能病院	こども病院
報酬上乘せ分 (A)	17,860千円	16,865千円	12,667千円	148,716千円	79,688千円
3%相当負担額 (B)	21,005千円	19,739千円	9,820千円	241,114千円	111,307千円
補てん差額 (A-B)	▲3,145千円	▲2,874千円	2,847千円	▲92,398千円	▲31,619千円
補てん率 (A/B)	85.0%	85.4%	129.0%	61.7%	71.6%
医業・介護収益 (C)	2,964,340千円	2,844,417千円	1,473,927千円	28,686,225千円	13,186,547千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	▲0.11%	▲0.10%	0.19%	▲0.32%	▲0.24%
集計施設数	(994)	(785)	121	68	20
平均病床数	(248)	(194)	237	839	455

※ 病院全体、一般病院の値は、施設の類型別に算出した値を、全国施設数(平成28年度医療施設調査)に応じて加重平均したもの。

- 一般診療所は、個人・法人ともに補てん率は100%を上回った。
- 全体の補てん率は111.2%であった。

(1施設・1年間当たり)

一般診療所	全体	個人	医療法人・その他
報酬上乘せ分 (A)	818千円	670千円	930千円
3%相当負担額 (B)	736千円	524千円	892千円
補てん差額 (A-B)	82千円	146千円	38千円
補てん率 (A/B)	111.2%	127.9%	104.3%
医業・介護収益 (C)	132,220千円	94,016千円	160,812千円
医業・介護収益に対する補てん差額の割合 (A-B)/C)	0.06%	0.16%	0.02%
集計施設数	(1,252)	556	696

※ 全体の値は、施設の類型別に算出した値を、施設数に応じて加重平均したもの。

○ 歯科診療所の補てん率は92.3%であった。

(1施設・1年間当たり)

歯科診療所	全体	個人	医療法人・その他
報酬上乘せ分 (A)	374千円	327千円	560千円
3%相当負担額 (B)	406千円	353千円	610千円
補てん差額 (A-B)	▲31千円	▲27千円	▲50千円
補てん率 (A/B)	92.3%	92.5%	91.9%
医業・介護収益 (C)	52,879千円	44,013千円	87,640千円
医業・介護収益に対する補てん差額の割合 (A-B)/C)	▲0.06%	▲0.06%	▲0.06%
集計施設数	(448)	369	79

※ 全体の値は、設立主体別に算出した値を、施設数に応じて加重平均したもの。

○ 保険薬局の補てん率は88.3%であった。

(1施設・1年間当たり)

保険薬局	全体	個人	法人
報酬上乘せ分 (A)	263千円	183千円	270千円
3%相当負担額 (B)	297千円	199千円	307千円
補てん差額 (A-B)	▲35千円	▲15千円	▲37千円
補てん率 (A/B)	88.3%	92.3%	88.0%
医業・介護収益 (C)	165,676千円	106,784千円	171,311千円
医業・介護収益に対する補てん差額の割合 (A-B)/C)	▲0.02%	▲0.01%	▲0.02%
集計施設数	(900)	56	844

※ 全体の値は、設立主体別に算出した値を、施設数に応じて加重平均したもの。



# 補てん状況結果に対する要因分析について

- 平成26年度改定の際の財源配分の考え方は、以下のように整理されている。

平成25年9月25日 中医協総会

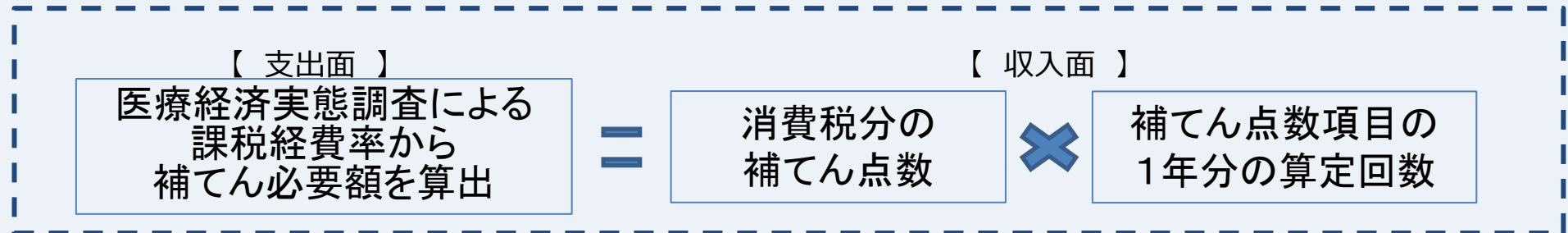
「医療機関等における消費税負担に関する分科会」における議論の中間整理 (抄)

- ② 消費税引上げに伴う改定財源の配分の考え方について

- 消費税引上げに伴う本体報酬に係る改定財源の配分については、以下の算式で得られる数値により財源を按分することを基本とする。

- ① 医科、歯科、調剤間での財源配分  $\langle$ 医科、歯科、調剤ごとの医療費シェア $\rangle \times \langle$ 医科、歯科、調剤ごとの課税経費率 $\rangle$
- ② 病院、診療所間での財源配分  $\langle$ 病院、診療所ごとの医療費シェア $\rangle \times \langle$ 病院、診療所ごとの課税経費率 $\rangle$
- ③ 入院料間での財源配分  $\langle$ 各入院料ごとの医療費シェア $\rangle \times \langle$ 各入院料ごとの課税経費率 $\rangle$

- また、各カテゴリの補てん項目ごとに、以下の考え方で点数を設定しており、補てん状況調査も同様の考え方で行っている。



- したがって、補てん率にバラツキが生じる主な要因としては、以下が考えられる。

- ① 医療費シェアの変化
- ② 課税経費率の変化
- ③ 補てん点数項目の1年分の算定回数の見込みが実際と異なること

- 以上を踏まえて、平成26年度改定当時とその後における課税経費率、医療費シェアおよび算定回数について検証を行った。

**【医科・歯科・調剤の財源配分】**

- 各科の課税経費率・医療費シェアをもとにした財源配分に比率に対し、平成24年度以降、各科ごとの振れ幅は大きくないものと考えられる。ただし、各科ごとの財源規模の大きさが異なり、財源規模が大きい歯科、調剤は、医療費シェアや課税経費率の変動がわずかでも、医科に比べて補てん状況への影響が大きくなる。
- 歯科については補てん項目の算定回数の見込みと実績の乖離が、調剤については課税経費率と医療費シェアの上昇が、それぞれ補てん状況に影響を及ぼしていると考えられる。

**【病院・一般診療所の財源配分】**

- 平成24年度以降、病診間の医療費シェアの差が若干拡大している。課税経費率の変動についても、病院の課税経費率の割合が若干上昇している。このため、実際の消費税負担に係る病・診間の比重が、相対的に、病院では重く、診療所では軽くなっていると考えられる。つまり、病診間の医療費シェアの差の拡大と、病院の課税経費率の上昇が、病・診間の補てん状況に影響を及ぼしていると考えられる。

**【初再診料・入院料の財源配分・配点】****〈初再診料について〉**

- 初診料、再診料のいずれも見込みと実績に差が生じており、初診料について、診療所では増加傾向、病院では減少傾向にあることや、初再診料・外来診療料について総じて病院の占める割合が減少傾向にあることが分かり、補てん状況に影響を及ぼしていると考えられる。

**〈入院料について〉**

- 入院料ごとの課税経費率は、平成24年度（平成26改定当時）と平成28年度を比較して、概ね上昇傾向ではあるが、変動幅もそれぞれ異なり、補てん状況に影響を及ぼしていると考えられる。

**〈算定回数について〉**

- 補てん点数項目の算定回数については、全体的に見込みと実績に差が生じていることが分かった。これが全体の補てん不足にも影響を及ぼしていると考えられる。算定回数見込みの推計の際には、平成24年度の社会医療診療行為別調査の単月の算定回数に、一定の係数を乗じて、年間の算定回数へ引き伸ばしをしているが、単月と年間の乖離を精緻に処理できていなかった。また、項目ごとに算定回数に影響を与える要因（患者数、病床稼働率等）を反映することは難しかった。

**〈その他留意すべき点について〉**

- 課税経費率や算定回数の変動だけでは、補てん率の説明が難しいものもあり（療養病棟入院基本料算定病院等）、入院料等ごとの配点に当たり、これら以外に考慮すべき要素があるとは考えられないか。

## ◆ シミュレーション方法

- 以下に掲げる配点方法等の見直しを行った場合、補てん率のバラツキ等がどの程度改善するかについてシミュレーションを行った。

### <見直し内容>

#### ① 算定回数

補てん点数の設定に当たって、直近の通年実績のNDBデータを使用して、より適切な配点を行う。

#### ② 課税経費率

一般病棟入院基本料・療養病棟入院基本料について、療養病床の割合で病院を分類して課税経費率をみる、精神病棟入院基本料について、精神科病院の課税経費率をみることとする。(各入院基本料の課税経費率の平均(※看護配置基準別の細分化は行っていない)

#### ③ 入院料の配点 (入院料シェア)

入院料で補てんするに当たって、課税経費率のみを考慮して補てん点数を決定するのではなく、病院種別や入院料別ごとの入院料シェアも考慮して、補てん点数を決定する。

#### ④ 初・再診料と入院料の配分

診療所に配分される財源について、ほぼ全額を初・再診料に充てるのではなく、まず無床診療所(補てん項目は初・再診料のみ)の補てんを考慮して、初・再診料に配分を行うこととし、病院における初・再診料と入院料の比率を変え、入院料の割合を高める。

## ◆ 留意点

- 2019年改定に当たっては、直近のデータ（NDB通年データ等）と2019年度予算に基づいて補てん点数を計算する必要があるが、これらのデータは現時点で把握できず、将来の補てん予測の全体像をシミュレーションすることは不可能。よって、今回の見直しに基づく配点をしていた場合、消費税負担3%分の補てんがどのようになっていたかを、2016年度の実績数値に基づき、過去にさかのぼってシミュレーションすることとする。
- 仮に過去、今回の見直しに基づく配点をしていた場合、本来は課税経費率や算定回数が変化していた可能性があるが、今回は便宜的に、2016年度の課税経費率や算定回数がそのままであったとして、同年度の補てん率がどうなっていたかを機械的に算出したものであり、精度に限界がある推計だという点に留意が必要。
- 現時点で対応可能なシミュレーションとして、①医療機関種別（病院・診療所・歯科診療所・保険薬局）、②病院のうち、入院基本料と特定入院料の構造の類型化が比較的容易な精神科病院と特定機能病院を対象として実施する。
- 2016年度補てん状況調査の対象医療機関について、当該調査と同様の手法でシミュレーションを実施したもの。このため、留意点や補てん状況の把握方法等についても、基本的に当該調査と同様。
- 使用するデータは、基本的に2016年度補てん状況調査と同様（補てん点数は前頁の見直し内容に基づき計算）。

課税経費率：第21回医療経済実態調査（医療機関等調査）に回答した医療機関を対象として、各医療機関の2016年度の課税経費データ（消費税5～8%の3%部分）を使用。

算定回数：上記の医療機関の、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）から、2016年4月から2017年3月までの対象施設における消費税上乗項目の算定回数を抽出。

## ◆ シミュレーション結果

○ ①医療機関種別（病院・診療所・歯科診療所・保険薬局）、②病院のうち特に補てん超過・不足が大きかった種別（精神科病院・特定機能病院）のどちらについても、補てんのバラツキは相当程度是正されると見込まれる。

### ① 病院・一般診療所・歯科診療所・保険薬局の補てん状況

<2016年度補てん状況調査の結果>

	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
報酬上乘せ分 (A)	17,860千円	818千円	374千円	263千円
3%相当 負担額 (B)	21,005千円	736千円	406千円	297千円
補てん差額 (A-B)	▲3,145千円	82千円	▲31千円	▲35千円
補てん率 (A/B)	85.0%	111.2%	92.3%	88.3%
医業・介護 収益 (C)	2,964,340 千円	132,220千円	52,879千円	165,676千円
医業・介護収益に対する補 てん差額の割合((A-B)/C)	▲0.11%	0.06%	▲0.06%	▲0.02%
集計施設数	(994)	(1,252)	(448)	(900)

<今回のシミュレーションの結果>

(1施設・1年間当たり)

	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
報酬上乘せ分 (A)	21,135千円	735千円	400千円	290千円
3%相当 負担額 (B)	21,005千円	736千円	406千円	297千円
補てん差額 (A-B)	129千円	▲1千円	▲6千円	▲7千円
補てん率 (A/B)	100.6%	99.8%	98.7%	97.7%
医業・介護 収益 (C) ※	2,967,615 千円	132,137千円	52,905千円	165,703千円
医業・介護収益に対する補 てん差額の割合((A-B)/C)	0.00%	▲0.00%	▲0.01%	▲0.00%
集計施設数	(994)	(1,252)	(448)	(900)

※ 医業・介護収益(C)は、配点の見直しに伴い、シミュレーション前後で変動。シミュレーション後とシミュレーション前の報酬上乘せ分(A)の差額をシミュレーション前の医業・介護収益に足すことで、シミュレーション後の医業・介護収益を算出。

## ② 精神科病院・特定機能病院の補てん状況

### <2016年度補てん状況調査の結果>

	精神科病院	特定機能病院
報酬上乘せ分 (A)	12,667千円	148,716千円
3%相当負担額 (B)	9,820千円	241,114千円
補てん差額 (A-B)	2,847千円	▲92,398千円
補てん率 (A/B)	129.0%	61.7%
医業・介護収益 (C)	1,473,927千円	28,686,225千円
医業・介護収益に対する 補てん差額の割合 ((A-B)/C)	0.19%	▲0.32%
集計施設数	121	68
平均病床数	237	839

(1施設・1年間当たり)

### <今回のシミュレーションの結果>

	精神科病院	特定機能病院
報酬上乘せ分 (A)	9,891千円	247,094千円
3%相当負担額 (B)	9,820千円	241,114千円
補てん差額 (A-B)	71千円	5,980千円
補てん率 (A/B)	100.7%	102.5%
医業・介護収益 (C) ※	1,471,151千円	28,784,603千円
医業・介護収益に対する 補てん差額の割合 ((A-B)/C)	0.00%	0.02%
集計施設数	121	68
平均病床数	237	839

※ 医業・介護収益(C)は、配点の見直しに伴い、シミュレーション前後で変動。シミュレーション後とシミュレーション前の報酬上乘せ分(A)の差額をシミュレーション前の医業・介護収益に足すことで、シミュレーション後の医業・介護収益を算出。

1. 総論

2. 8%引上げ時の対応について

3. 8%引上げに係る検証について

4. 10%引上げ時に対応について

- 2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げに向けて、診療報酬制度における対応に関する検討を行ってきた。
  - 2019年度改定に当たっては、消費税率が5%から8%に引き上がった部分も含めた、消費税率5%から10%の部分について、補てん状況が是正される配点とする方針。
  - 補てん点数項目に係る算定回数について、直近のNDBデータの通年の実績データを用いることで、可能な限り実態を踏まえた形で補てん点数の計算を行う。
  - 消費税率10%への引上げ後の補てん状況については、必要なデータが揃い次第速やかに、かつ継続的に検証。
- ①**医科** 基本診療料に点数を上乗せすることを中心に対応。入院料について、病院種別や入院料別ごとの入院料シェアも考慮して、消費税負担に見合う補てん点数を決定。
- ②**歯科** 2014年改定時の考え方を踏襲し、原則として初・再診料に配分。
- ③**調剤** 2014年改定時の考え方を踏襲し、原則として初・再診料に配分。



**【1】改定率（消費税率8-10%の2%分）**

（財源額の表示は満年度分）

全体改定率		+0.88%	（約4,100億円）
診療報酬本体改定率		+0.41%	（約1,900億円）
各科改定率	医科	+0.48%	（約1,600億円）（※1）
	歯科	+0.57%	（約200億円）
	調剤	+0.12%	（約100億円）
薬価・材料価格改定率		+0.47%	（約2,200億円）（※2）
	薬価	+0.42%	（約1,900億円）
	材料価格	+0.06%	（約300億円）

（※1）医科改定財源は、訪問看護の改定財源（約6億円）を含む。

（※2）四捨五入の関係で、改定率の内訳と合計が一致していない。

**【2】改定率の計算式（消費税率8-10%の2%分）**

（課税経費率は2016年度の実績）

&lt;報酬本体&gt;

$$\{ 22.74\% \text{ (課税経費率)} - 0.55\% \text{ (給食材料費分)}(\ast) \} \times 2/108 = 0.41\%$$

&lt;薬価&gt;

$$22.52\% \text{ (医薬品費分)} \times 2/108 = 0.42\%$$

&lt;材料価格&gt;

$$3.03\% \text{ (特定保険医療材料費分)} \times 2/108 = 0.06\%$$

（※）食料品が軽減税率の対象（消費税率8%のまま）となるため、課税経費率から給食材料費分を除く。

## 【3】消費税率5-8%の3%分の見直しを含めた今回の改定財源額（本体のみ）

（財源額の表示は満年度分）

診療報酬本体改定財源額	約4,700億円
医科	約4,000億円
歯科	約400億円
調剤	約300億円

## 【4】報酬本体における医科の病院・診療所間の財源配分

○ 病院・診療所間の財源配分は、「議論の整理」に基づき、

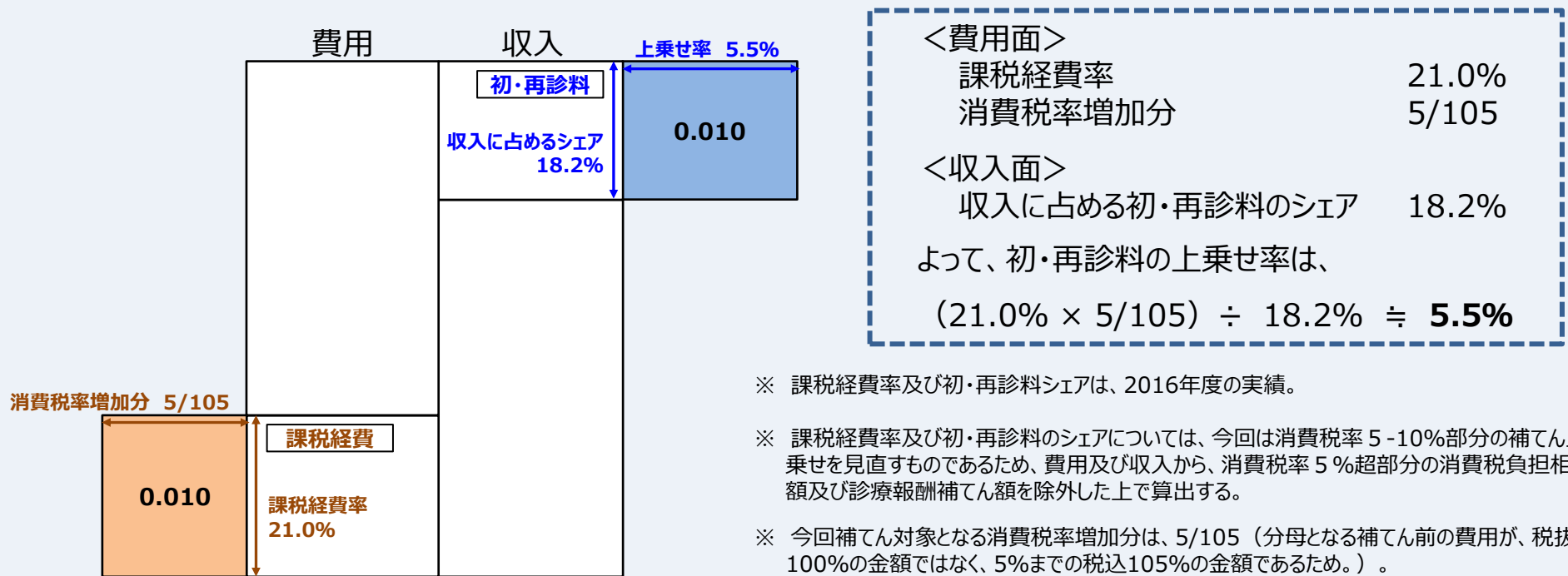
$$\langle \text{病院・診療所それぞれの医療費シェア} \rangle \times \langle \text{病院・診療所それぞれの課税経費率} \rangle$$

の比に応じて行う。ただし、食料品が軽減税率の対象であるため、課税経費率のうち給食材料費について、消費税率5-8%部分の計算には含めるが、消費税率8-10%の部分の計算からは除く。

（医療費シェア、課税経費率は2016年度の実績）

	消費税率	病院	診療所	
【配分比】	5-8%	52.8%×27.8%	20.7%×22.2%	≒ 76.1 : 23.9
	8-10%	52.8%×26.9%	20.7%×21.8%	≒ 75.8 : 24.2
【財源額】	5-8%	約1,800億円	約600億円	
	8-10%	約1,200億円	約400億円	
	合計	約3,000億円	約1,000億円	

- 「議論の整理」において、初・再診料については、「診療所に配分される財源について、ほぼ全額を初・再診料に充てるのではなく、まず無床診療所（補てん項目は初・再診料のみ）の補てんを考慮して、初・再診料に配分を行うこととし、病院における初・再診料と入院料の比率を変え、入院料の割合を高めることとする。」とされたところ。
- 「議論の整理」に基づいて、無床診療所の収支構造を踏まえると、初・再診料の上乗せ率は以下の通りになる。

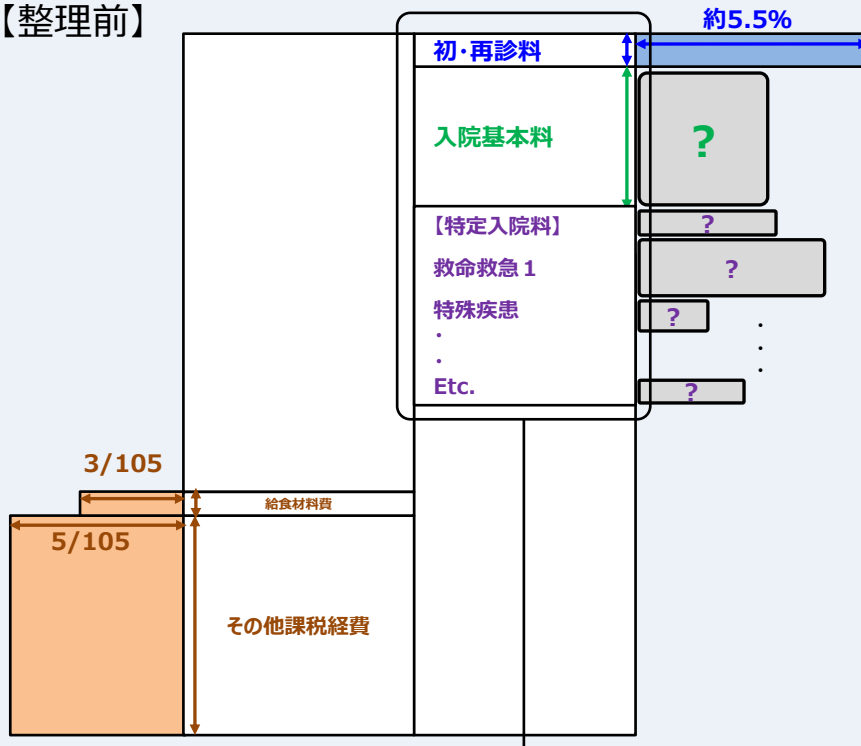


- なお、実際の配点においては、点数を整数化する等の調整により、上乗せ率が本資料で示された数値と若干異なる可能性がある点には留意。

- 特定入院料は種類が多く、病院ごとに算定する項目も様々であり、消費税負担と入院料シェアのバランスをみながら、個別の特定入院料ごとに上乘せ率を算出することは困難。そのため、前頁で説明の通り、特定入院料を大きく4分類に括ることで、以下の図のように病院の収入構造を整理する。

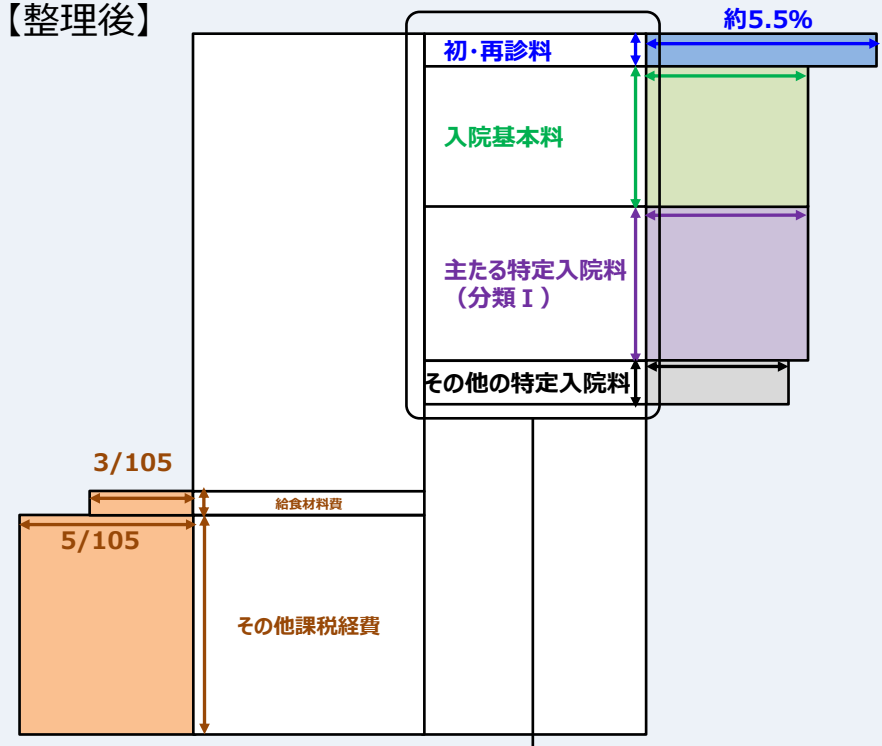
＜一般病院（急性期一般入院料届出）の場合＞

【整理前】



多数の特定入院料が混在し、収入に占めるシェアも異なる。個々に上乘せ率を算出することが困難。

【整理後】



特定入院料を、当該医療機関で算定する主たる分類（図では分類I）とその他の2つにまとめることができ、補てん対象の収入項目を初・再診料、入院基本料、主たる特定入院料、その他の特定入院料の4種類に集約。上乘せ率の算出が容易になる。

- 消費税補てんの収入と費用の構造は以下の表の通り。費用面の負担面積と、収入面の補てん面積が一致し、それに見合う各補てん項目の補てん面積と上乘せ率を求めることになる。

**【整理前】**

特定入院料が多数混在し、個々に上乘せ率を算出することが困難。

収入	上乘せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	○%	○○
入院基本料	?	□%	?
特定入院料(救命1)	?	△%	?
特定入院料(特殊疾患)	?	×%	?
⋮	⋮	⋮	⋮
E t c.	?	⋮	?
合計	—	◎%	▲▲
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	◆%	◆◆
その他の課税経費	5/105	●%	●●
合計	—	▲%	▲▲

➔

**【整理後】**

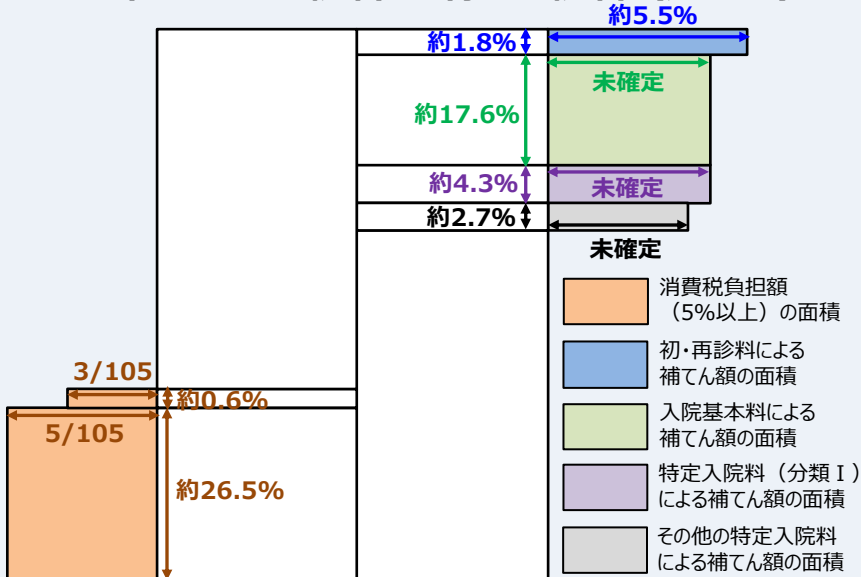
特定入院料が2種類になり、補てん項目が4種類に集約され、上乘せ率の算出が容易になる。

収入	上乘せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	○%	○○
入院基本料	?	□%	□□
特定入院料(I)	?	△%	△△
その他の特定入院料	?	×%	××
合計	—	◎%	▲▲
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	◆%	◆◆
その他の課税経費	5/105	●%	●●
合計	—	▲%	▲▲

一定の条件の下、面積を算出（次頁参照。）

- 課税経費率及び入院料シェアについては、5-10%部分の補てん上乘せの土台となるため、費用および収入から、消費税率5%超部分の消費税負担相当額及び診療報酬補てん額を除外して算出する。
- 今回補てん対象となる消費税率増加分は、給食材料費については3/105、その他の課税経費については5/105（分母となる補てん前の費用が、税抜100%の金額ではなく、5%までの税込105%の金額であるため）。

## 例：急性期一般入院料 & 特定入院料（分類Ⅰ）の上乗せ率を算出する場合



### 急性期一般入院料 & 特定入院料（分類Ⅰ）

収入	上乗せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.8%	0.00097
入院基本料	未確定	17.6%	未確定 ①
特定入院料(Ⅰ)	未確定	4.3%	未確定 ②
その他の特定入院料	未確定	2.7%	未確定 ③
合計	—	26.4%	0.01281
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.2%	0.01281

(1) 入院基本料と特定入院料(分類Ⅰ)をまとめて、収入を占めるシェアを合算する。

$$17.6\% + 4.3\% = 21.8\%$$

### 急性期一般入院料 & 特定入院料（分類Ⅰ）

収入	上乗せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.8%	0.00097
入院基本料 特定入院料(Ⅰ)	4.8%	21.8%	0.01051
その他の特定入院料	—	2.7%	0.00132
合計	—	26.4%	0.01281
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.2%	0.01281

(3) ①②をまとめた補てん面積を、収入に占めるシェアで除し、上乗せ率を算出。

$$0.010151 \div 21.8\% \div 4.8\%$$

(2) 未確定①～③の面積合計は、

$$0.01281 - 0.00097 = 0.01183$$

うち、①②を一つとみなし、収入に占めるシェアの比(21.8% : 2.7%)を用いて①～③の面積合計を按分。①②の面積は、

$$0.01183 \times 21.8\% / (21.8\% + 2.7\%) = 0.01051$$

※四捨五入の関係で各数値の内訳と合計の表記が一致しない場合有り。

- 前頁と同様の手法を用いて、分類Ⅱ～Ⅳに該当する入院基本料と特定入院料についても、上乗せ率が算出できる。分類Ⅰ～Ⅳの上乗せ率は以下の通り。
- なお、一般病棟入院基本料については、今回の改定においては急性期一般入院料1～7又は地域一般入院料1～3についての上乗せ率となる点に留意。
- また、実際の配点においては、点数を整数化する等の調整により、上乗せ率が本資料で示された数値と若干異なる可能性がある点にも留意。

急性期一般入院料 & 特定入院料(分類Ⅰ)

収入	上乗せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.8%	0.00097
入院基本料 特定入院料(分類Ⅰ)	<b>4.8%</b>	<b>21.8%</b>	0.01051
その他の特定入院料		2.7%	0.00132
合計	—	26.4%	0.01281
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.1%	0.01281

地域一般入院料 & 特定入院料(分類Ⅱ)

収入	上乗せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	2.4%	0.00134
入院基本料 特定入院料(分類Ⅱ)	<b>4.0%</b>	<b>24.7%</b>	0.00933
その他の特定入院料		3.8%	0.00153
合計	—	30.9%	0.01281
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.1%	0.01281

精神病棟入院基本料(10対1・13対1) & 特定入院料(分類Ⅲ)

収入	上乗せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.1%	0.00058
入院基本料 特定入院料(分類Ⅲ)	<b>2.6%</b>	<b>27.3%</b>	0.00721
その他の特定入院料		11.9%	0.00313
合計	—	40.2%	0.01092
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	3.3%	0.00094
その他の課税経費	5/105	21.0%	0.00998
合計	—	24.3%	0.01092

精神病棟入院基本料(15対1以下) & 特定入院料(分類Ⅳ)

収入	上乗せ率	収入に占めるシェア	補てん面積
初再・診料	5.5%	1.0%	0.00053
入院基本料 特定入院料(分類Ⅳ)	<b>2.2%</b>	<b>40.8%</b>	0.00876
その他の特定入院料		7.6%	0.00163
合計	—	49.3%	0.01092
費用	消費税率増加分	課税経費率	負担面積
給食材料費	3/105	3.3%	0.00094
その他の課税経費	5/105	21.0%	0.00998
合計	—	24.3%	0.01092

- 特定入院料4分類の上乗せ率が全て決まると、4分類以外の残る入院基本料について上乗せ率の算出が自動的に可能となる。
- なお、実際の配点においては、点数を整数化する等の調整により、上乗せ率が本資料で示された数値と若干異なる可能性がある点には留意。

急性期・地域一般入院料（※1）

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.8%	0.00099
入院基本料	<b>4.9%</b>	17.7%	0.00868
特定入院料(Ⅰ)	<b>4.8%</b>	4.2%	0.00200
特定入院料(Ⅱ)	<b>4.0%</b>	2.7%	0.00109
特定入院料(Ⅲ)	<b>2.6%</b>	0.1%	0.00002
特定入院料(Ⅳ)	<b>2.2%</b>	0.1%	0.00002
合計	—	26.5%	0.01281
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.1%	0.01281

療養病棟入院基本料

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.4%	0.00075
入院基本料	<b>1.5%</b>	42.8%	0.00627
特定入院料(Ⅰ)	<b>4.8%</b>	0.9%	0.00041
特定入院料(Ⅱ)	<b>4.0%</b>	7.6%	0.00306
特定入院料(Ⅲ)	<b>2.6%</b>	0.0%	0.00000
特定入院料(Ⅳ)	<b>2.2%</b>	0.0%	0.00000
合計	—	52.6%	0.01049
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	1.5%	0.00043
その他の課税経費	5/105	21.1%	0.01005
合計	—	22.6%	0.01049

精神病棟入院基本料（※2）

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.0%	0.00053
入院基本料	<b>1.9%</b>	20.0%	0.00383
特定入院料(Ⅰ)	<b>4.8%</b>	0.5%	0.00022
特定入院料(Ⅱ)	<b>4.0%</b>	0.0%	0.00000
特定入院料(Ⅲ)	<b>2.6%</b>	7.1%	0.00188
特定入院料(Ⅳ)	<b>2.2%</b>	20.8%	0.00446
合計	—	49.3%	0.01092
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	3.3%	0.00094
その他の課税経費	5/105	21.0%	0.00998
合計	—	24.3%	0.01092

特定機能病院入院基本料

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.0%	0.00055
入院基本料	<b>8.8%</b>	13.3%	0.01171
特定入院料(Ⅰ)	<b>4.8%</b>	4.6%	0.00224
特定入院料(Ⅱ)	<b>4.0%</b>	0.0%	0.00001
特定入院料(Ⅲ)	<b>2.6%</b>	0.1%	0.00002
特定入院料(Ⅳ)	<b>2.2%</b>	0.0%	0.00000
合計	—	19.0%	0.01452
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	0.3%	0.00010
その他の課税経費	5/105	30.3%	0.01442
合計	—	30.6%	0.01452

結核病棟入院基本料

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.4%	0.00076
入院基本料	<b>5.1%</b>	19.3%	0.00991
特定入院料(Ⅰ)	<b>4.8%</b>	4.2%	0.00201
特定入院料(Ⅱ)	<b>4.0%</b>	1.4%	0.00057
特定入院料(Ⅲ)	<b>2.6%</b>	0.0%	0.00000
特定入院料(Ⅳ)	<b>2.2%</b>	0.1%	0.00002
合計	—	26.4%	0.01327
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	27.5%	0.01309
合計	—	28.1%	0.01327

専門病院入院基本料

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	0.8%	0.00042
入院基本料	<b>5.9%</b>	17.4%	0.01026
特定入院料(Ⅰ)	<b>4.8%</b>	4.4%	0.00213
特定入院料(Ⅱ)	<b>4.0%</b>	0.0%	0.00000
特定入院料(Ⅲ)	<b>2.6%</b>	0.0%	0.00000
特定入院料(Ⅳ)	<b>2.2%</b>	0.0%	0.00000
合計	—	22.6%	0.01281
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	0.6%	0.00018
その他の課税経費	5/105	26.5%	0.01263
合計	—	27.1%	0.01281

障害者施設等入院基本料

収入	上乗せ率	収入シェア	補てん面積
初・再診料	5.5%	1.4%	0.00076
入院基本料	<b>2.9%</b>	26.0%	0.00751
特定入院料(Ⅰ)	<b>4.8%</b>	2.5%	0.00119
特定入院料(Ⅱ)	<b>4.0%</b>	5.2%	0.00208
特定入院料(Ⅲ)	<b>2.6%</b>	1.0%	0.00027
特定入院料(Ⅳ)	<b>2.2%</b>	0.9%	0.00018
合計	—	36.9%	0.01200
費用	消費税率 増加分	課税 経費率	負担 面積
給食材料費	3/105	1.2%	0.00033
その他の課税経費	5/105	24.5%	0.01167
合計	—	25.7%	0.01200

（※1）データ抽出対象は、分類Ⅰと分類Ⅱの急性期・地域一般入院料を算定している病院。ここで算出される入院基本料の上乗せ率は、分類Ⅰと分類Ⅱ以外の急性期・地域一般入院料（特別入院基本料）に適用。

（※2）データ抽出対象は、分類Ⅲと分類Ⅳの精神病棟入院基本料を算定している病院。ここで算出される入院基本料の上乗せ率は、分類Ⅲと分類Ⅳ以外の精神病棟入院基本料（特別入院基本料）に適用。

※四捨五入の関係で各数値の内訳と合計の表記が一致しない場合有り。



# 令和元年度診療報酬改定による改定点数の一例①

## 1. 医科

項目	改定前点数	補てん点数 (5%～8%分)	改定後点数	補てん点数 (5%～10%分)
初診料	282	12	<b>288</b>	<b>18</b>
再診料	72	3	<b>73</b>	<b>4</b>
急性期一般入院料 1	1,591	25	<b>1,650</b>	<b>84</b>
地域一般入院料 3	960	15	<b>988</b>	<b>43</b>
療養病棟入院基本料 1 (A)	1,810	41	<b>1,813</b>	<b>44</b>
特定機能病院一般病棟 7 対 1 入院基本料	1,599	33	<b>1,718</b>	<b>152</b>
精神病棟15対 1 入院基本料	824	13	<b>830</b>	<b>19</b>
救命救急入院料 1 (3日以内)	9,869	158	<b>10,223</b>	<b>512</b>
回復期リハビリテーション 病棟入院基本料 1	2,085	54	<b>2,129</b>	<b>98</b>
地域包括ケア病棟入院料 1	2,738	58	<b>2,809</b>	<b>129</b>
精神科救急入院料 1 (30日以内)	3,557	95	<b>3,579</b>	<b>117</b>
有床診療所入院基本料 1	861	15	<b>917</b>	<b>71</b>

## 2. 歯科

項目	改定前点数	補てん点数 (5%～8%分)	改定後点数	補てん点数 (5%～10%分)
歯科初診料	237	16	<b>251</b>	<b>30</b>
歯科再診料	48	3	<b>51</b>	<b>6</b>
歯科訪問診療料 1	1,036	12	<b>1,100</b>	<b>80</b>

## 3. 調剤

項目	改定前点数	補てん点数 (5%～8%分)	改定後点数	補てん点数 (5%～10%分)
調剤基本料 1	41	1	<b>42</b>	<b>2</b>
一包化加算 (42日以下)	32	2	<b>34</b>	<b>4</b>
一包化加算 (43日以上)	220	20	<b>240</b>	<b>40</b>
無菌製剤処理加算 (中心静脈栄養法用輸液)	67	10	<b>69</b>	<b>12</b>



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

診調組 税一参考3  
5 . 10 . 4

令和5年  
医療経済実態調査  
(病院調査票)

(提出期限 令和5年7月14日)

(宛名ラベル貼付位置)

必ずご記入ください。

(フリガナ) 記入者氏名	部署
法人番号	
連絡先	電話番号 - - FAX番号 - -
	e-mail @

※法人番号の活用による政府統計の精度向上に資するため、法人番号の記入にご協力をお願いします。

※法人番号欄には、マイナンバー（個人番号）の記入はせず、国税庁から指定された13桁の法人番号を記入してください。  
なお、個人事業主については、法人番号欄に「0（ゼロ）」を記入して下さい。

公認会計士等に記入を外部委託している場合は右側のチェック欄“□”に“シ”を書き込んでください。 □  
下記欄は疑義照会にあたり、当該公認会計士等へ直接連絡をとってよい場合のみ記載してください。

公認会計士又は税理士 氏名	
連絡先	電話番号 市外局番 - - (内線)
	e-mail @

※電子調査票をご利用できない場合のみ、本調査票をご利用ください。電子調査票のご利用については、別添の「電子調査票のご利用ガイド」をご覧ください。  
なお、ご記入いただきました内容をご確認させていただく可能性がございますので、ご記入後の電子調査票又は本調査票は、必ず原本の複写を1部お取り置きください。

ホームページや電子調査票をご利用する際、必要となるID及びパスワードは次のとおりです。

ID: パスワード:

※ 記入に当たってお困りの点・ご不明な点等ございましたら、以下までご相談ください。

<お問い合わせ先>

厚生労働省 医療経済実態調査事務局

フリーダイヤル 0120-257-460

フリーダイヤルFAX 0120-257-461

メールアドレス info@jiccho2023.jp

ホームページ https://www.jiccho2023.jp

受付時間 9:00~17:00 ※月曜日~金曜日(祝日は除く)

# 第1 基本データ

## 1 貴院の開設者

(令和5年3月31日現在、該当する番号を記入してください。)

1 国立（独立行政法人含む）	2 公立（地方独立行政法人含む）	3 公的	①
4 社会保険関係	5 医療法人（社会医療法人を除く）	6 個人	
7 その他の法人			

## 2 直近の2事業年（度）

(個人立以外の病院のみ記入してください。)

令和4年3月末までに終了した事業年（度）	②	令和	年	月	～	令和	年	月
令和5年3月末までに終了した事業年（度）	③	令和	年	月	～	令和	年	月

※個人立の場合は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間が直近の2事業年（度）となるため、記入の必要はありません。

## 3 貴院の活動状況

(令和5年3月31日現在、該当する番号を記入してください。)

1 直近の2事業年（度）の間及び現在、活動している	④
2 その他（直近の2事業年（度）の途中に開設、現在は休止、廃止等）	

※回答が「2」の場合は、ここで本調査は終了となります。このまま本調査票をご返送ください。

## 4 貴院の開設者が保有する施設の状況

(令和5年3月31日現在、該当する番号を記入してください。)

1 調査対象病院のみ保有している	⑤
2 調査対象病院以外の施設（病院、診療所、介護保険施設等）も保有している	

## 5 病床の状況

(許可病床数を記入してください。0の場合は0を記入してください。)

	一般病床	療養病床	精神科病床	結核病床	感染症病床	合計
令和4年3月末までに終了した事業年（度）の末日時点	⑥ 床	⑦ 床	⑧ 床	⑨ 床	⑩ 床	⑪ 床
（うち）介護療養型医療施設分		⑫ 床	⑬ 床			⑭ 床
令和5年3月末までに終了した事業年（度）の末日時点	⑮ 床	⑯ 床	⑰ 床	⑱ 床	⑲ 床	⑳ 床
（うち）介護療養型医療施設分		㉑ 床	㉒ 床			㉓ 床

## 6 処方状況

(令和5年5月1か月間)

処方箋料の算定（院外処方）の回数	⑳	回
処方料の算定（院内処方）の回数	㉑	回

## 7 届け出ている在宅療養支援病院の区分

(該当する番号を記入してください。)

1 届出なし	㉒
2 「第14の2」の(1) (機能強化型在宅療養支援病院(単独型))	
3 「第14の2」の(2) (機能強化型在宅療養支援病院(連携型))	
4 「第14の2」の(3) (在宅療養支援病院)	

## 8 入院基本料等の状況

直近の2事業年(度)において、1～9それぞれで算定月数が最も多い入院基本料について該当する番号及び2事業年(度)における算定月数を記入してください。また、1～9の入院基本料それぞれについて、該当なしの場合も選択してください。

※2事業年(度)算定している場合、算定月数の合計は24となります。

※1について、令和4年度診療報酬改定前の急性期一般入院料6が該当する場合には、「11.該当なし」を選択してください。

1 一般病棟入院基本料	1. 急性期一般入院料1 2. 急性期一般入院料2 3. 急性期一般入院料3 4. 急性期一般入院料4 5. 急性期一般入院料5 6. 急性期一般入院料6 7. 地域一般入院料1 8. 地域一般入院料2 (旧・急性期一般入院料7を含む。) 9. 地域一般入院料3 10. 特別入院基本料 11. 該当なし 12. 病棟ごと	27	番号	月数
2 療養病棟入院基本料	1. 療養病棟入院基本料1 2. 療養病棟入院基本料2 3. 特別入院基本料 4. 該当なし	28	番号	月数
3 結核病棟入院基本料	1. 7対1 2. 10対1 3. 13対1 4. 15対1 5. 18対1 6. 20対1 7. 特別入院基本料 8. 該当なし	29	番号	月数
4 精神病棟入院基本料	1. 10対1 2. 13対1 3. 15対1 4. 18対1 5. 20対1 6. 特別入院基本料 7. 該当なし	30	番号	月数
5 特定機能病院 入院基本料	(一般病棟) 1. 7対1 2. 10対1 3. 該当なし	31	番号	月数
	(結核病棟) 1. 7対1 2. 10対1 3. 13対1 4. 15対1 5. 該当なし	32	番号	月数
	(精神病棟) 1. 7対1 2. 10対1 3. 13対1 4. 15対1 5. 該当なし	33	番号	月数
6 専門病院入院基本料	1. 7対1 2. 10対1 3. 13対1 4. 該当なし	34	番号	月数
7 障害者施設等入院基本料	1. 7対1 2. 10対1 3. 13対1 4. 15対1 5. 該当なし	35	番号	月数
8 特殊疾患病棟入院料	1. 特殊疾患病棟入院料1 2. 特殊疾患病棟入院料2 3. 該当なし	36	番号	月数
9 特定一般病棟入院料	1. 特定一般病棟入院料1 2. 特定一般病棟入院料2 3. 該当なし	37	番号	月数

## 9 看護職員処遇改善評価料の状況

(令和5年3月31日現在、該当する番号を記入してください。)

1 届出あり	38
2 届出なし	

## 10 消費税の経理方式

(該当する番号を記入してください。)

1 税込	39
2 税抜	

※次頁以降で記入していただく金額等は、ここで選択した経理方式に従って記入してください。

### 1 1 新型コロナウイルス感染症に関する重点医療機関・協力医療機関の指定状況等

(令和5年3月31日現在、複数該当する場合は小さい番号を選んで記入してください。)

1	重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）として都道府県から指定されている	
2	協力医療機関（新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室病床を設定する医療機関）として都道府県から指定されている	
3	新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者の受入病床を割り当てられたその他の医療機関	
4	1～3以外で新型コロナウイルス感染症の入院患者（含む疑似症患者）の受け入れ実績あり	40
5	1～4以外の医療機関	

### 1 2 これまでの新型コロナウイルス感染症のクラスター発生の有無

(令和3年4月1日から令和5年3月31日現在、該当する番号を記入してください。)

1	あり	41
2	なし	

## 第2 損 益

- 直近の2事業年（度）それぞれの収益及び費用の額を記入してください。  
個人立病院は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間が直近の2事業年（度）となります。
- 法人全体で包括して経理を行っているような場合でも、調査対象となった病院分のみを推計して記入してください。
- 医薬品費と診療材料費を区分して経理していないなど収益・費用の内訳を記入することが困難な場合や、税金等を病院単位で算出することが困難な場合など、記入に当たってお困りの点・ご不明な点等ございましたら、コールセンター（0120-257-460）にご相談ください。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

### I 医業収益

科 目		金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
		①	億	百万	千	円	⑩	億	百万	千	円
1 入院診療 収益	(1) 保険診療収益（患者負担含む）	①					⑩				
	(2) 公害等診療収益	②					⑪				
	(3) その他の診療収益	③					⑫				
2 特別の療養環境収益		④					⑬				
3 外来診療 収益	(1) 保険診療収益（患者負担含む）	⑤					⑭				
	(2) 公害等診療収益	⑥					⑮				
	(3) その他の診療収益	⑦					⑯				
4 その他の医業収益		⑧					⑰				
医業収益合計		⑨					⑱				

### II 介護収益

病院として介護保険事業を実施している場合、収益を下記の表に記入してください。

病院として介護保険事業を実施していない場合、右側のチェック欄“□”に“レ”を記入してください。

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	⑰	億	百万	千	円	⑲	億	百万	千	円
介護収益合計	⑰					⑲				

### Ⅲ 医業・介護費用

科 目		金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
		21	億	百万	千	円	47	億	百万	千	円
1	材料費										
	（1）医薬品費	21					47				
	（2）診療材料費・医療消耗器具備品費	22					48				
	（うち）特定保険医療材料費（※1）	23					49				
	（3）給食用材料費	24					50				
2	給与費	25					51				
	（うち）通勤手当	26					52				
	（うち）法定福利費	27					53				
3	委託費	28					54				
	（うち）給食委託費	29					55				
	（うち）人材委託費	30					56				
	（うち）紹介手数料	31					57				
4	設備関係費	32					58				
	（うち）減価償却費	33					59				
	（うち）建物減価償却費	34					60				
	（うち）医療機器減価償却費	35					61				
	（うち）設備機器賃借料	36					62				
	（うち）医療機器賃借料	37					63				
	（うち）土地賃借料	38					64				
	（うち）消費税課税対象費用（※1） （設備機器賃借料を除く）	39					65				
5	経費（水道光熱費、医業貸倒損失等）	40					66				
	（うち）水道光熱費	41					67				
	（うち）消費税課税対象費用（※1） （水道光熱費を除く）	42					68				
6	その他の医業・介護費用	43					69				
	（うち）消費税課税対象費用（※1）	44					70				
	（うち）控除対象外消費税等負担額（※2）	45					71				
医業・介護費用合計		46					72				

※1 特定保険医療材料費、消費税課税対象費用を区分して経理していない等、記入が困難な場合は、「-」を記入してください。

※2 経理方式が税抜の場合のみ記入してください。



#### IV 損益差額

科 目	金額 (令和4年3月末までの事業年(度))	金額 (令和5年3月末までの事業年(度))
損益差額 (医業収益合計+介護収益合計-医業・介護費用合計)	73	74

#### V その他の収益・その他の費用

科 目	金額 (令和4年3月末までの事業年(度))	金額 (令和5年3月末までの事業年(度))
1 その他の収益	75	81
(うち) 補助金・負担金等のうち人件費補助・運営費補助 (新型コロナウイルス感染症関連及び看護職員等処遇改善事業補助金を除く)	76	82
(うち) 補助金・負担金等のうち設備費補助 (新型コロナウイルス感染症関連を除く)	77	83
(うち) 新型コロナウイルス感染症関連の補助金 (従業員向けの慰労金を除く)	78	84
(うち) 看護職員等処遇改善事業補助金	79	85
2 その他の費用	80	86

※長期前受金戻入による収益は「(うち) 補助金・負担金等のうち設備費補助」の欄に含めて記入してください。

#### VI 特別利益・特別損失

科 目	金額 (令和4年3月末までの事業年(度))	金額 (令和5年3月末までの事業年(度))
1 特別利益	87	88
2 特別損失	88	90

#### VII 総損益差額

科 目	金額 (令和4年3月末までの事業年(度))	金額 (令和5年3月末までの事業年(度))
総損益差額 (損益差額+その他の収益-その他の費用+特別利益-特別損失)	91	92

#### VIII 税金 (法人税・住民税)

科 目	金額 (令和4年3月末までの事業年(度))	金額 (令和5年3月末までの事業年(度))
税金 (法人税・住民税) 合計	93	94

※個人立病院については記入の必要はありません。

#### IX 税引後の総損益差額

科 目	金額 (令和4年3月末までの事業年(度))	金額 (令和5年3月末までの事業年(度))
税引後の総損益差額 (総損益差額-税金)	95	96

※個人立病院については記入の必要はありません。

### 第3 給 与

- 直近の2事業年（度）における、調査対象となった病院で直接業務に従事する**常勤職員**に対して支払った給与の状況について、職種別に記入してください。  
個人立病院は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間が直近の2事業年（度）となります。
- 各事業年（度）の「延べ人員（人月）」欄に記入する人月数は、各事業年（度）における月別給与支給人員の年（度）間合計です。例えば、2人の職員が在籍し、そのうちの1人が1年間（12ヶ月）従事しており、もう1人が半年間（6ヶ月）だけ従事していた場合には、「延べ従事人月」は18人月となります。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

#### 1 令和4年3月末までの事業年（度）の常勤職員給料・賞与

常 勤 職 員 （ 令 和 4 年 3 月 末 ま だ の 事 業 年 （ 度 ） ）												
職 種	延べ人員（人月）		給 料				賞 与					
	①	人月	⑭	億	百万	千	円	⑳	億	百万	千	円
病院長 (個人立の開設者本人を除く)	①	人月	⑭					⑳				
医 師	②	人月	⑮					㉑				
歯科医師	③	人月	⑯					㉒				
薬剤師	④	人月	⑰					㉓				
看護職員	⑤	人月	⑱					㉔				
看護補助職員	⑥	人月	⑲					㉕				
医療技術員	⑦	人月	⑳					㉖				
歯科衛生士	⑧	人月	㉑					㉗				
歯科技工士	⑨	人月	㉒					㉘				
事務職員 (上記の職種に従事している者を除く)	⑩	人月	㉓					㉙				
その他の職員	⑪	人月	㉔					㉚				
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	⑫	人月	㉕					㉛				
合 計	⑬	人月	㉖					㉜				

2 令和5年3月末までの事業年（度）の常勤職員給料・賞与

常 勤 職 員（令和5年3月末までの事業年（度））												
職 種	延べ人員（人月）		給 料				賞 与					
	④〇	人月	⑤③	億	百万	千	円	⑥⑥	億	百万	千	円
病院長 (個人立の開設者本人を除く)	④〇	人月	⑤③					⑥⑥				
医 師	④①	人月	⑤④					⑥⑦				
歯科医師	④②	人月	⑤⑤					⑥⑧				
薬剤師	④③	人月	⑤⑥					⑥⑨				
看護職員	④④	人月	⑤⑦					⑦⑦				
看護補助職員	④⑤	人月	⑤⑧					⑦①				
医療技術員	④⑥	人月	⑤⑨					⑦②				
歯科衛生士	④⑦	人月	⑥⑦					⑦③				
歯科技工士	④⑧	人月	⑥①					⑦④				
事務職員 (上記の職種に従事している者を除く)	④⑨	人月	⑥②					⑦⑤				
その他の職員	⑤⑦	人月	⑥③					⑦⑥				
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	⑤①	人月	⑥④					⑦⑦				
合 計	⑤②	人月	⑥⑤					⑦⑧				

## 第4 資産・負債

- 直近の2事業年（度）の末日における資産及び負債の額を記入してください。  
個人立病院は、令和3年12月31日及び令和4年12月31日が直近の2事業年（度）の末日となります。
- 法人全体で包括して貸借対照表が作成されているような場合には、面積、病床数、従事者数の割合など、調査対象となった病院分の実態を最も適切に反映していると思われる係数で按分し、調査対象となった病院分の金額を記入してください。
- 病院単位で算出することが困難な場合など、記入に当たってお困りの点・ご不明な点等ございましたら、コールセンター（0120-257-460）にご相談ください。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

### 資産の部

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））				金額（令和5年3月末までの事業年（度））					
	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円
I 流動資産										
II 固定資産										
III 繰延資産										
<b>資産合計</b>	④					⑧				

### 負債の部

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））				金額（令和5年3月末までの事業年（度））					
	⑨	億	百万	千	円	⑬	億	百万	千	円
IV 流動負債										
V 固定負債										
（うち）長期借入金	⑪					⑮				
<b>負債合計</b>	⑫					⑯				

## 第5 キャッシュ・フロー

### I 「キャッシュ・フロー計算書」を作成している病院

- 「キャッシュ・フロー計算書」を作成している病院は記入してください。
- 直近の2事業年（度）それぞれのキャッシュ・フローの額を記入してください。  
個人立病院は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間が直近の2事業年（度）となります。
- 法人全体で包括してキャッシュ・フロー計算書が作成されているような場合には、収益額、面積、病床数、従事者数の割合など、調査対象となった病院分の実態を最も適切に反映していると思われる係数で按分し、調査対象となった病院分の金額を記入してください。
- 病院単位で算出することが困難な場合など、記入に当たってお困りの点・ご不明な点等ございましたら、コールセンター（0120-257-460）にご相談ください。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。  
金額がマイナスになる場合は「-」を付してください。

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	①	億	百万	千	円	⑪	億	百万	千	円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	①					⑪				
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	②					⑫				
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	③					⑬				
（うち）短期借入れによる収入	④					⑭				
（うち）長期借入れによる収入	⑤					⑮				
（うち）短期借入金の返済による支出	⑥					⑯				
（うち）長期借入金の返済による支出	⑦					⑰				
4 現金等の増加額（又は減少額）	⑧					⑱				
5 現金等の期首残高	⑨					⑲				
6 現金等の期末残高	⑩					⑳				

### II 「キャッシュ・フロー計算書」を作成していない病院

- 「キャッシュ・フロー計算書」を作成していない病院は下記の項目のみ記入してください。
- 直近の2事業年（度）それぞれの金額を記入してください。
- 個人立病院については記入の必要はありません。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	⑳	億	百万	千	円	㉔	億	百万	千	円
1 短期借入れによる収入	㉑					㉕				
2 長期借入れによる収入	㉒					㉖				
3 短期借入金の返済による支出	㉓					㉗				
4 長期借入金の返済による支出	㉔					㉘				

## 第6 設備投資額

- 直近の2事業年（度）中に新規に取得した資産にかかる取得価額を記入してください。  
個人立病院は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間が直近の2事業年（度）となります。
- 上記の金額のうち、直近の2事業年（度）中に新規にリース契約を締結した場合には、当該設備の取得価額（リース期間中のリース料総額）を「（うち）リース分」の欄に記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

### 設備投資額

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））				金額（令和5年3月末までの事業年（度））					
	①	億	百万	千	円	⑩	億	百万	千	円
設備投資額（土地を含む）										
（うち）建物（建物附属設備を含み、土地を除く）	②					⑪				
（うち）医療機器	③					⑫				
（うち）リース分	④					⑬				
（うち）調剤用機器	⑤					⑭				
（うち）リース分	⑥					⑮				
（うち）医療情報システム用機器	⑦					⑯				
（うち）リース分	⑧					⑰				
設備投資額のうち消費税課税対象の投資額	⑨					⑱				

自由記載欄
-------

## 医療経済実態調査（医療機関等調査）に対するご意見

このたびは、「令和5年医療経済実態調査（医療機関等調査）」にご協力いただきありがとうございます。本調査の改善に役立てるため、本調査に関するご意見等ございましたら、以下にご記入ください。（任意提出）

--

調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました。  
お手数ですが、本調査票の複写を1部お取り置きください。

事務局	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
記入欄										



## 政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

# 令和5年 医療経済実態調査

(一般診療所調査票)

(提出期限 令和5年7月14日)

(宛名ラベル貼付位置)

↓ 必ずご記入ください。

(フリガナ) 記入者氏名		部署	
法人番号			
連絡先	電話番号	- -	FAX番号 - -
	e-mail	@	

※法人番号の活用による政府統計の精度向上に資するため、法人番号の記入にご協力をお願いします。

※法人番号欄には、マイナンバー（個人番号）の記入はせず、国税庁から指定された13桁の法人番号を記入してください。

なお、個人事業主については、法人番号欄に「0（ゼロ）」を記入して下さい。

↓ 公認会計士等に記入を外部委託している場合は右側のチェック欄“□”に“シ”を書き込んでください。 □

↓ 下記欄は疑義照会にあたり、当該公認会計士等へ直接連絡をとってよい場合のみ記載してください。

公認会計士又は税理士 氏名			
連絡先	電話番号	市外局番 - - (内線 )	
	e-mail	@	

※電子調査票をご利用できない場合のみ、本調査票をご利用ください。電子調査票のご利用については、別添の「電子調査票のご利用ガイド」をご覧ください。

なお、ご記入いただきました内容をご確認させていただく可能性がございますので、ご記入後の電子調査票又は本調査票は、必ず原本の複写を1部お取り置きください。

ホームページや電子調査票をご利用する際、必要となるID及びパスワードは次のとおりです。

ID:

パスワード:

※ 記入に当たってお困りの点・ご不明な点等ございましたら、以下までご相談ください。

<お問い合わせ先>

厚生労働省 医療経済実態調査事務局

フリーダイヤル 0120-257-460

フリーダイヤルFAX 0120-257-461

メールアドレス info@jiccho2023.jp

ホームページ https://www.jiccho2023.jp

受付時間 9:00~17:00 ※月曜日~金曜日(祝日は除く)



# 第1 基本データ

## 1 貴院の開設者

(令和5年3月31日現在、該当する番号を記入してください。)

1 個人	2 医療法人(社会医療法人を除く)	3 その他	1
------	-------------------	-------	---

## 2 直近の2事業年(度)

(個人立以外の診療所のみ記入してください。)

令和4年3月末までに終了した事業年(度)	2	令和	年	月	～	令和	年	月
令和5年3月末までに終了した事業年(度)	3	令和	年	月	～	令和	年	月

※個人立の場合は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間が直近の2事業年(度)となるため、記入の必要はありません。

## 3 貴院の活動状況

(令和5年3月31日現在、該当する番号を記入してください。)

1 直近の2事業年(度)の間及び現在、活動している	4
2 その他(直近の2事業年(度)の途中に開設、現在は休止、廃止等)	

※回答が「2」の場合は、ここで本調査は終了となります。このまま本調査票をご返送ください。

## 4 貴院の開設者が保有する施設の状況

(令和5年3月31日現在、該当する番号を記入してください。)

1 調査対象診療所のみ保有している	5
2 調査対象診療所以外の施設(病院、診療所、介護保険施設等)も保有している	

## 5 主たる診療科目

(令和5年3月31日現在、該当する番号を記入してください。)

01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科
04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 人工透析内科(人工透析外科)
07 神経内科	08 糖尿病内科(代謝内科)	09 血液内科
10 皮膚科	11 アレルギー科	12 リウマチ科
13 感染症内科	14 小児科	15 精神科
16 心療内科	17 外科	18 呼吸器外科
19 循環器外科(心臓・血管外科)	20 乳腺外科	21 気管食道外科
22 消化器外科(胃腸外科)	23 泌尿器科	24 肛門外科
25 脳神経外科	26 整形外科	27 形成外科
28 美容外科	29 眼科	30 耳鼻咽喉科
31 小児外科	32 産婦人科	33 産科
34 婦人科	35 リハビリテーション科	36 放射線科
37 麻酔科	38 病理診断科	39 臨床検査科
40 救急科		6

## 6 病床の状況

(許可病床数を記入してください。無床の場合は0を記入してください。)

令和4年3月末までに終了した事業年(度)の末日時点	7	床
令和5年3月末までに終了した事業年(度)の末日時点	8	床

## 7 処方状況

(令和5年5月1か月間)

処方箋料の算定（院外処方）の回数	9	回
処方料の算定（院内処方）の回数	10	回

## 8 届け出ている在宅療養支援診療所の区分

(該当する番号を記入してください。)

1 届出なし	11
2 「第9の1」の(1) (機能強化型在宅療養支援診療所(単独型))	
3 「第9の1」の(2) (機能強化型在宅療養支援診療所(連携型))	
4 「第9の1」の(3) (在宅療養支援診療所)	

## 9 消費税の経理方式

(該当する番号を記入してください。)

1 税込	12
2 税抜	

※次頁以降で記入していただく金額等は、ここで選択した経理方式に従って記入してください。

## 10 新型コロナウイルス感染症に関する診療・検査医療機関の指定状況

(令和5年3月31日現在、該当する番号を記入してください。)

1 指定されている	13
2 指定されていない	

## 11 記入項目の一部省略の有無

(全項目にご記入いただくのが原則ですが、令和3年及び令和4年の税務申告において青色申告を行った個人立の診療所については、当該年の青色申告決算書及び付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略する形式にて提出することができます。  
ただし、本形式による回答は、全項目に記入したものと別集計されますので、できる限り全項目の記入をお願いします。)

(該当する番号を記入してください。)

1 全項目に記入する	14
2 青色申告決算書及び付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略する	

※記入を省略できるのは3、4、8頁の「\*」を付した項目です。

## 第2 損 益

- 直近の2事業年（度）それぞれの収益及び費用の額を記入してください。  
個人立診療所は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間が直近の2事業年（度）となります。
- 法人全体で包括して経理を行っているような場合でも、調査対象となった診療所分のみを推計して記入してください。
- 医薬品費と診療材料費を区分して経理していないなど収益・費用の内訳を記入することが困難な場合や、税金等を診療所単位で算出することが困難な場合など、記入に当たってお困りの点・ご不明な点等ございましたら、コールセンター（0120-257-460）にご相談ください。
- 2頁の「11 記入項目の一部省略の有無」の回答が「2」の場合、「\*」を付した項目は記入を省略できます。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

### I 医業収益

科 目		金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
		①	億	百万	千	円	⑩	億	百万	千	円
1 入院診療 収益	(1) 保険診療収益（患者負担含む）	①					⑩				
	(2) 公害等診療収益 *	②					⑪				
	(3) その他の診療収益 *	③					⑫				
2 外来診療 収益	(1) 保険診療収益（患者負担含む）	④					⑬				
	(2) 公害等診療収益 *	⑤					⑭				
	(3) その他の診療収益 *	⑥					⑮				
3 その他の医業収益 *		⑦					⑯				
（うち）新型コロナウイルス感染症関連の補助金 （従業員向けの慰労金を除く）		⑧					⑰				
医業収益合計		⑨					⑱				

### II 介護収益

診療所として介護保険事業を実施している場合、収益を下記の表に記入してください。

診療所として介護保険事業を実施していない場合、右側のチェック欄“□”に“レ”を記入してください。 □

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	⑲	億	百万	千	円	⑳	億	百万	千	円
介護収益合計	⑲					⑳				

### Ⅲ 医業・介護費用

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	億	百万	千	円		億	百万	千	円	
1 給与費	21					43				
(うち) 通勤手当	22					44				
(うち) 法定福利費	23					45				
2 医薬品費	24					46				
3 診療材料費・医療消耗器具備品費	25					47				
(うち) 特定保険医療材料費（※1）	26					48				
4 給食用材料費	27					49				
5 委託費	28					50				
(うち) 給食委託費	29					51				
(うち) 人材委託費	30					52				
(うち) 紹介手数料	31					53				
6 減価償却費	32					54				
(うち) 建物減価償却費 *	33					55				
(うち) 医療機器減価償却費 *	34					56				
7 その他の医業・介護費用	35					57				
(うち) 土地賃借料	36					58				
(うち) 設備機器賃借料	37					59				
(うち) 医療機器賃借料	38					60				
(うち) 水道光熱費	39					61				
(うち) 消費税課税対象費用（※1） （設備機器賃借料及び水道光熱費を除く）	40					62				
(うち) 控除対象外消費税等負担額（※2）	41					63				
医業・介護費用合計	42					64				

※1 特定保険医療材料費、消費税課税対象費用を区分して経理していない等、記入が困難な場合は、「-」を記入してください。

※2 経理方式が税抜の場合のみ記入してください。

### Ⅳ 損益差額

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	億	百万	千	円		億	百万	千	円	
損益差額（医業収益合計+介護収益合計-医業・介護費用合計）	65					66				

## V 税金（法人税・住民税）

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））	金額（令和5年3月末までの事業年（度））
税金（法人税・住民税）合計	67 億 百万 千 円	68 億 百万 千 円

※個人立診療所については記入の必要はありません。

## VI 税引後の総損益差額

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））	金額（令和5年3月末までの事業年（度））
税引後の総損益差額（損益差額－税金）	69 億 百万 千 円	70 億 百万 千 円

※個人立診療所については記入の必要はありません。

### 第3 給 与

- 直近の2事業年（度）における、調査対象となった診療所で直接業務に従事する**常勤職員**に対して支払った給与の状況について、職種別に記入してください。

個人立診療所は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間が直近の2事業年（度）となります。

- 各事業年（度）の「延べ人員（人月）」欄に記入する人月数は、各事業年（度）における月別給与支給人員の年（度）間合計です。例えば、2人の職員が在籍し、そのうちの1人が1年間（12ヶ月）従事しており、もう1人が半年間（6ヶ月）だけ従事していた場合には、「延べ従事人月」は18人月となります。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

#### 1 令和4年3月末までの事業年（度）の常勤職員給料・賞与

常 勤 職 員 （ 令 和 4 年 3 月 末 ま だ の 事 業 年 （ 度 ） ）												
職 種	延べ人員（人月）		給 料				賞 与					
	①	人月	⑫	億	百万	千	円	⑳	億	百万	千	円
院 長 (個人立の開設者本人を除く)	①	人月	⑫					⑳				
医 師	②	人月	⑬					㉑				
歯科医師	③	人月	⑭					㉒				
薬剤師	④	人月	⑮					㉓				
看護職員	⑤	人月	⑯					㉔				
看護補助職員	⑥	人月	⑰					㉕				
医療技術員	⑦	人月	⑱					㉖				
事務職員 (上記の職種に従事している者を除く)	⑧	人月	⑲					㉗				
その他の職員	⑨	人月	⑳					㉘				
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	⑩	人月	㉑					㉙				
合 計	⑪	人月	㉒					㉚				

2 令和5年3月末までの事業年(度)の常勤職員給料・賞与

常勤職員(令和5年3月末までの事業年(度))												
	延べ人員(人月)		給料				賞与					
	③④	人月	④⑤	億	百万	千	円	⑤⑥	億	百万	千	円
院長 (個人立の開設者本人を除く)	③④	人月	④⑤					⑤⑥				
医師	③⑤	人月	④⑥					⑤⑦				
歯科医師	③⑥	人月	④⑦					⑤⑧				
薬剤師	③⑦	人月	④⑧					⑤⑨				
看護職員	③⑧	人月	④⑨					⑥⑩				
看護補助職員	③⑨	人月	⑤⑩					⑥⑪				
医療技術員	④⑩	人月	⑤⑪					⑥⑫				
事務職員 (上記の職種に従事している者を除く)	④⑪	人月	⑤⑫					⑥⑬				
その他の職員	④⑫	人月	⑤⑬					⑥⑭				
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	④⑬	人月	⑤⑭					⑥⑮				
合計	④⑭	人月	⑤⑮					⑥⑯				

## 第4 資産・負債

- 直近の2事業年（度）の末日における資産及び負債の額を記入してください。  
個人立診療所は、令和3年12月31日及び令和4年12月31日が直近の2事業年（度）の末日となります。
- 法人全体で包括して貸借対照表が作成されているような場合には、面積、従事者数の割合など、調査対象となった診療所分の実態を最も適切に反映していると思われる係数で按分し、調査対象となった診療所分の金額を記入してください。
- 診療所単位で算出することが困難な場合など、記入に当たってお困りの点・ご不明な点等ございましたら、コールセンター（0120-257-460）にご相談ください。
- 2頁の「11 記入項目の一部省略の有無」の回答が「2」の場合、「\*」を付した項目は記入を省略できます。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

個人立診療所であって、青色申告で「貸借対照表（資産負債調）」を税務署に提出していない場合、右側のチェック欄“□”に“レ”を記入してください。この場合、資産・負債の記入の必要はありません。 □

### 資産の部

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円
I 流動資産 *										
II 固定資産 *	②					⑥				
III 繰延資産 *	③					⑦				
<b>資産合計</b>	④					⑧				

### 負債の部

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	⑨	億	百万	千	円	⑬	億	百万	千	円
IV 流動負債 *										
V 固定負債 *	⑩					⑭				
（うち）長期借入金	⑪					⑮				
<b>負債合計</b>	⑫					⑯				



## 第5 設備投資額

- 直近の2事業年（度）中に新規に取得した資産にかかる取得価額を記入してください。  
個人立診療所は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間が直近の2事業年（度）となります。
- 上記の金額のうち、直近の2事業年（度）中に新規にリース契約を締結した場合には、当該設備の取得価額（リース期間中のリース料総額）を「（うち）リース分」の欄に記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

### 設備投資額

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））				金額（令和5年3月末までの事業年（度））					
	①	億	百万	千	円	⑩	億	百万	千	円
設備投資額（土地を含む）										
（うち）建物（建物附属設備を含み、土地を除く）	②					⑪				
（うち）医療機器	③					⑫				
（うち）リース分	④					⑬				
（うち）調剤用機器	⑤					⑭				
（うち）リース分	⑥					⑮				
（うち）医療情報システム用機器	⑦					⑯				
（うち）リース分	⑧					⑰				
設備投資額のうち消費税課税対象の投資額	⑨					⑱				

自由記載欄
-------

## 医療経済実態調査（医療機関等調査）に対するご意見

このたびは、「令和5年医療経済実態調査（医療機関等調査）」にご協力いただきありがとうございます。本調査の改善に役立てるため、本調査に関するご意見等ございましたら、以下にご記入ください。（任意提出）

--

調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました。  
お手数ですが、本調査票の複写を1部お取り置きください。

事務局	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
記入欄										



# 第1 基本データ

## 1 貴院の開設者

(令和5年3月31日現在、該当する番号を記入してください。)

1 個人	2 医療法人	3 その他	①
------	--------	-------	---

## 2 直近の2事業年(度)

(個人立以外の歯科診療所のみ記入してください。)

令和4年3月末までに終了した事業年(度)	②	令和	年	月	～	令和	年	月
令和5年3月末までに終了した事業年(度)	③	令和	年	月	～	令和	年	月

※個人立の場合は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間が直近の2事業年(度)となるため、記入の必要はありません。

## 3 貴院の活動状況

(令和5年3月31日現在、該当する番号を記入してください。)

1 直近の2事業年(度)の間及び現在、活動している	④
2 その他(直近の2事業年(度)の途中に開設、現在は休止、廃止等)	

※回答が「2」の場合は、ここで本調査は終了となります。このまま本調査票をご返送ください。

## 4 貴院の開設者が保有する施設の状況

(令和5年3月31日現在、該当する番号を記入してください。)

1 調査対象歯科診療所のみ保有している	⑤
2 調査対象歯科診療所以外の施設(病院、診療所、介護保険施設等)も保有している	

## 5 ユニット数

令和4年3月末までに終了した事業年(度)の末日時点	⑥	ユニット
令和5年3月末までに終了した事業年(度)の末日時点	⑦	ユニット

## 6 処方状況

(令和5年5月1か月間)

処方箋料の算定(院外処方)の回数	⑧	回
処方料の算定(院内処方)の回数	⑨	回

## 7 在宅療養支援歯科診療所 1 または 2 の施設基準の届出

(該当する番号を記入してください。)

1 届出あり	10
2 届出なし	

## 8 消費税の経理方式

(該当する番号を記入してください。)

1 税込	11
2 税抜	

※次頁以降で記入していただく金額等は、ここで選択した経理方式に従って記入してください。

## 9 記入項目の一部省略の有無

(全項目にご記入いただくのが原則ですが、令和3年及び令和4年の税務申告において青色申告を行った個人立の歯科診療所については、当該年の青色申告決算書及び付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略する形式にて提出することができます。

ただし、本形式による回答は、全項目に記入したものと別集計されますので、できる限り全項目の記入をお願いします。)

(該当する番号を記入してください。)

1 全項目に記入する	12
2 青色申告決算書及び付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略する	

※記入を省略できるのは3、4、8頁の「\*」を付した項目です。

## 第2 損 益

- 直近の2事業年（度）それぞれの収益及び費用の額を記入してください。  
個人立歯科診療所は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間が直近の2事業年（度）となります。
- 法人全体で包括して経理を行っているような場合でも、調査対象となった歯科診療所分のみを推計して記入してください。
- 医薬品費と歯科材料費を区分して経理していないなど収益・費用の内訳を記入することが困難な場合や、税金等を歯科診療所単位で算出することが困難な場合など、記入に当たってお困りの点・ご不明な点等ございましたら、コールセンター（0120-257-460）にご相談ください。
- 2頁の「9 記入項目の一部省略の有無」の回答が「2」の場合、「\*」を付した項目は記入を省略できます。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

### I 医業収益

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	①	億	百万	千	円	⑦	億	百万	千	円
1 保険診療収益（患者負担含む）										
2 労災等診療収益 *	②					⑧				
3 その他の診療収益 *	③					⑨				
4 その他の医業収益 *	④					⑩				
（うち）新型コロナウイルス感染症関連の補助金 （従業員向けの慰労金を除く）	⑤					⑪				
医業収益合計	⑥					⑫				

### II 介護収益

歯科診療所として介護保険事業を実施している場合、収益を下記の表に記入してください。

歯科診療所として介護保険事業を実施していない場合、右側のチェック欄“□”に“レ”を記入してください。

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	⑬	億	百万	千	円	⑭	億	百万	千	円
介護収益合計										

### Ⅲ 医業・介護費用

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	億	百万	千	円		億	百万	千	円	
1 給与費	15					35				
(うち) 通勤手当	16					36				
(うち) 法定福利費	17					37				
2 医薬品費	18					38				
3 歯科材料費	19					39				
(うち) 特定保険医療材料費（※1）	20					40				
4 委託費	21					41				
(うち) 人材委託費	22					42				
(うち) 紹介手数料	23					43				
5 減価償却費	24					44				
(うち) 建物減価償却費 *	25					45				
(うち) 医療機器減価償却費 *	26					46				
6 その他の医業・介護費用	27					47				
(うち) 土地賃借料	28					48				
(うち) 設備機器賃借料	29					49				
(うち) 医療機器賃借料	30					50				
(うち) 水道光熱費	31					51				
(うち) 消費税課税対象費用（※1） （設備機器賃借料及び水道光熱費を除く）	32					52				
(うち) 控除対象外消費税等負担額（※2）	33					53				
医業・介護費用合計	34					54				

※1 特定保険医療材料費、消費税課税対象費用を区分して経理していない等、記入が困難な場合は、「-」を記入してください。

※2 経理方式が税抜の場合のみ記入してください。

### Ⅳ 損益差額

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	億	百万	千	円		億	百万	千	円	
損益差額（医業収益合計+介護収益合計-医業・介護費用合計）	55					56				

## V 税金（法人税・住民税）

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））	金額（令和5年3月末までの事業年（度））
税金（法人税・住民税）合計	57 億 百万 千 円	58 億 百万 千 円

※個人立歯科診療所については記入の必要はありません。

## VI 税引後の総損益差額

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））	金額（令和5年3月末までの事業年（度））
税引後の総損益差額（損益差額－税金）	59 億 百万 千 円	60 億 百万 千 円

※個人立歯科診療所については記入の必要はありません。



### 第3 給 与

- 直近の2事業年（度）における、調査対象となった歯科診療所で直接業務に従事する常勤職員に対して支払った給与の状況について、職種別に記入してください。

個人立歯科診療所は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間が直近の2事業年（度）となります。

- 各事業年（度）の「延べ人員（人月）」欄に記入する人月数は、各事業年（度）における月別給与支給人員の年（度）間合計です。例えば、2人の職員が在籍し、そのうちの1人が1年間（12ヶ月）従事しており、もう1人が半年間（6ヶ月）だけ従事していた場合には、「延べ従事人月」は18人月となります。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

#### 1 令和4年3月末までの事業年（度）の常勤職員給料・賞与

常 勤 職 員 （令和4年3月末までの事業年（度））												
職 種	延べ人員（人月）		給 料				賞 与					
	①	人月	⑩	億	百万	千	円	⑲	億	百万	千	円
院 長 (個人立の開設者本人を除く)	①	人月	⑩					⑲				
歯科医師	②	人月	⑪					⑳				
歯科衛生士	③	人月	⑫					㉑				
歯科技工士	④	人月	⑬					㉒				
薬剤師	⑤	人月	⑭					㉓				
事務職員 (上記の職種に従事している者を除く)	⑥	人月	⑮					㉔				
その他の職員	⑦	人月	⑯					㉕				
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	⑧	人月	⑰					㉖				
合 計	⑨	人月	⑱					㉗				

2 令和5年3月末までの事業年(度)の常勤職員給料・賞与

常勤職員(令和5年3月末までの事業年(度))											
職 種	延べ人員(人月)		給 料				賞 与				
	28	人月 37	億	百万	千	円	46	億	百万	千	円
院 長 (個人立の開設者本人を除く)	28	人月 37					46				
歯科医師	29	人月 38					47				
歯科衛生士	30	人月 39					48				
歯科技工士	31	人月 40					49				
薬剤師	32	人月 41					50				
事務職員 (上記の職種に従事している者を除く)	33	人月 42					51				
その他の職員	34	人月 43					52				
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	35	人月 44					53				
合 計	36	人月 45					54				

## 第4 資産・負債

- 直近の2事業年（度）の末日における資産及び負債の額を記入してください。  
個人立歯科診療所は、令和3年12月31日及び令和4年12月31日が直近の2事業年（度）の末日となります。
- 法人全体で包括して貸借対照表が作成されているような場合には、面積、従事者数の割合など、調査対象となった診療所分の実態を最も適切に反映していると思われる係数で按分し、調査対象となった歯科診療所分の金額を記入してください。
- 歯科診療所単位で算出することが困難な場合など、記入に当たってお困りの点・ご不明な点等ございましたら、コールセンター（0120-257-460）にご相談ください。
- 2頁の「9 記入項目の一部省略の有無」の回答が「2」の場合、「\*」を付した項目は記入を省略できます。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

個人立歯科診療所であって、青色申告で「貸借対照表（資産負債調）」を税務署に提出していない場合、右側のチェック欄“□”に“レ”を記入してください。この場合、資産・負債の記入の必要は  ありません。

### 資産の部

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円
I 流動資産 *										
II 固定資産 *	②					⑥				
III 繰延資産 *	③					⑦				
<b>資産合計</b>	④					⑧				

### 負債の部

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	⑨	億	百万	千	円	⑬	億	百万	千	円
IV 流動負債 *						⑬				
V 固定負債 *	⑩					⑭				
（うち）長期借入金	⑪					⑮				
<b>負債合計</b>	⑫					⑯				

## 第5 設備投資額

- 直近の2事業年（度）中に新規に取得した資産にかかる取得価額を記入してください。  
個人立歯科診療所は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間が直近の2事業年（度）となります。
- 上記の金額のうち、直近の2事業年（度）中に新規にリース契約を締結した場合には、当該設備の取得価額（リース期間中のリース料総額）を「（うち）リース分」の欄に記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

### 設備投資額

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	①	億	百万	千	円	⑩	億	百万	千	円
設備投資額（土地を含む）										
（うち）建物（建物附属設備を含み、土地を除く）	②					⑪				
（うち）医療機器	③					⑫				
（うち）リース分	④					⑬				
（うち）調剤用機器	⑤					⑭				
（うち）リース分	⑥					⑮				
（うち）医療情報システム用機器	⑦					⑯				
（うち）リース分	⑧					⑰				
設備投資額のうち消費税課税対象の投資額	⑨					⑱				

自由記載欄
-------

## 医療経済実態調査（医療機関等調査）に対するご意見

このたびは、「令和5年医療経済実態調査（医療機関等調査）」にご協力いただきありがとうございます。本調査の改善に役立てるため、本調査に関するご意見等ございましたら、以下にご記入ください。（任意提出）

--

調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました。  
お手数ですが、本調査票の複写を1部お取り置きください。

事務局	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
記入欄										



# 第1 基本データ

## 1 貴薬局の開設主体

(令和5年3月31日現在、該当する番号を記入してください。)

1 法人	①
2 個人	

## 2 直近の2事業年(度)

(個人立以外の保険薬局のみ記入してください。)

令和4年3月末までに終了した事業年(度)	②	令和	年	月	～	令和	年	月
令和5年3月末までに終了した事業年(度)	③	令和	年	月	～	令和	年	月

※個人立の場合は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間が直近の2事業年(度)となるため、記入の必要はありません。

## 3 貴薬局の活動状況

(令和5年3月31日現在、該当する番号を記入してください。)

1 直近の2事業年(度)の間及び現在、活動している	④
2 その他(直近の2事業年(度)の途中に開設、現在は休止、廃止等)	

※回答が「2」の場合は、ここで本調査は終了となります。このまま本調査票をご返送ください。

## 4 同一グループの保険調剤を行っている店舗数(令和5年3月31日現在)

⑤	店舗
---	----

## 5 保険調剤の状況

	処方箋枚数	後発医薬品の割合
令和4年3月末までに終了した事業年(度)	⑥ 枚	⑧ %
令和5年3月末までに終了した事業年(度)	⑦ 枚	

※「後発医薬品の割合」は、調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)のうち後発医薬品の占める割合(小数点第1位まで)を記入してください。

## 6 調剤用備蓄医薬品品目数

(令和5年3月31日現在)

	内用薬	外用薬	注射薬
薬価基準収載品目	⑨ 品目	⑪ 品目	⑬ 品目
(うち)後発医薬品品目数	⑩ 品目	⑫ 品目	⑭ 品目

## 7 一般用医薬品備蓄品目数(要指導医薬品を含む)

(令和5年3月31日現在)

⑮	品目
---	----

## 8 調剤基本料等の状況

(該当する番号及び割合を記入してください。)

算定している 調剤基本料	1. 調剤基本料 1	2. 調剤基本料 2	令和4年3月以前	令和4年4月以降
	3. 調剤基本料 3 - イ	4. 調剤基本料 3 - ロ	16	17
	5. 調剤基本料 3 - ハ	6. 特別調剤基本料		
特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合 (集中度)				18 %

※特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合 (集中度) は、令和4年3月1日から令和5年2月28日までの期間について、特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数を全ての処方箋の受付回数で除して得た値 (小数点第1位まで) を記入してください。

## 9 立地状況

(令和5年3月31日現在、該当する番号を記入してください。)

立地	1 診療所前 <sup>(※1)</sup>	2 病院 (500床未満) 前 <sup>(※1)</sup>	19		
	3 病院 (500床以上) 前 <sup>(※1)</sup>	4 病院敷地内		5 診療所敷地内	
処方せん の 応需状況	6 同一建物内に単一の保険医療機関が所在 <sup>(※2)</sup>			20	
	7 医療モール内 <sup>(※3)</sup>				
	8 上記以外				
	1 主に近隣 (又は同一敷地内) にある特定の病院の処方箋を応需している				
特定の保険医療機関との不動産の賃貸借関係	1 あり		2 なし		21
	2 主に近隣 (又は同一敷地内) にある特定の診療所の処方箋を応需している				
	3 主に複数の特定の保険医療機関 (医療モールも含む) の処方箋を応需している				
	4 様々な保険医療機関からの処方箋を応需している				
(㉔で「あり」の場合のみ) 医療機関と賃貸借している不動産の 種類 (主たるもの1つ)	1 医療機関の土地・建物を借りている			22	
	2 医療機関の土地・建物以外 (駐車場等) を借りている				
	3 医療機関へ土地・建物を貸している				
	4 医療機関へ土地・建物以外 (駐車場等) を貸している				

※1 医療機関の敷地と接している場所や医療機関の敷地から公道等を挟んだ場所など、特定の医療機関のまわりの場所をいう。

※2 保険薬局が所在する建物内に医療機関が1施設のみ所在する場合をいう。

※3 保険薬局が所在する建物内に複数の医療機関が所在する場合をいう。

## 10 地域連携薬局等の認定等状況

(令和5年3月31日現在、該当する番号を記入してください。)

地域連携薬局	1 該当する	2 該当しない	23
健康サポート薬局	1 該当する	2 該当しない	24

## 11 薬学管理等の状況

(令和5年3月末までに終了した事業年 (度) 1年間の状況を記入してください。)

在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数	25	回
居宅療養管理指導費 (介護保険) の算定回数	26	回

## 12 消費税の経理方式

(該当する番号を記入してください。)

1 税込	27
2 税抜	

※次頁以降で記入していただく金額等は、ここで選択した経理方式に従って記入してください。



## 第2 損 益

- 直近の2事業年（度）それぞれの収益及び費用の額を記入してください。  
個人薬局は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間が直近の2事業年（度）となります。
- 法人全体で包括して経理を行っているような場合でも、調査対象となった薬局分のみを推計して記入してください。
- 費用のうち医薬品等費を区分して経理していないなど収益・費用の内訳を記入することが困難な場合や、税金等を薬局単位で算出することが困難な場合など、記入に当たってお困りの点・ご不明な点等ありましたら、コールセンター（0120-257-460）にご相談ください。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

### I 収益

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	①	億	百万	千	円	⑥	億	百万	千	円
1 保険調剤収益（患者負担含む）										
2 公害等調剤収益	②					⑦				
3 その他の薬局事業収益	③					⑧				
（うち）新型コロナウイルス感染症関連の補助金 （従業員向けの慰労金を除く）	④					⑨				
収益合計	⑤					⑩				

### II 介護収益

保険薬局として介護保険事業を実施している場合、収益を下記の表に記入してください。

保険薬局として介護保険事業を実施していない場合、右側のチェック欄“”に“レ”を記入してください。

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	⑪	億	百万	千	円	⑫	億	百万	千	円
介護収益合計										

### Ⅲ 費用

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	億	百万	千	円	円	億	百万	千	円	円
1 給与費	13					35				
（うち）通勤手当	14					36				
（うち）法定福利費	15					37				
2 医薬品等費	16					38				
（うち）調剤用医薬品費（※1）	17					39				
（うち）一般用医薬品費（要指導医薬品を含む）（※1）	18					40				
（うち）特定保険医療材料費（※1）	19					41				
3 委託費	20					42				
（うち）人材委託費	21					43				
（うち）紹介手数料	22					44				
4 減価償却費	23					45				
（うち）建物減価償却費	24					46				
（うち）調剤用機器減価償却費	25					47				
5 その他の経費	26					48				
（うち）土地賃借料	27					49				
（うち）建物賃借料	28					50				
（うち）設備機器賃借料	29					51				
（うち）調剤用機器賃借料	30					52				
（うち）水道光熱費	31					53				
（うち）消費税課税対象費用（※1） （設備機器賃借料、建物賃借料及び水道光熱費を除く）	32					54				
（うち）控除対象外消費税等負担額（※2）	33					55				
費用合計	34					56				

※1 調剤用医薬品費、一般用医薬品費、特定保険医療材料費、消費税課税対象費用を区分して経理していない等、  
記入が困難な場合は、「-」を記入してください。

※2 経理方式が税抜の場合のみ記入してください。

### Ⅳ 損益差額

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	億	百万	千	円	円	億	百万	千	円	円
損益差額（収益合計+介護収益合計-費用合計）	57					58				

### Ⅴ 税金（法人税・住民税）

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	億	百万	千	円	円	億	百万	千	円	円
税金（法人税・住民税）合計	59					60				

※個人薬局については記入の必要はありません。

### Ⅵ 税引後の総損益差額

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	億	百万	千	円	円	億	百万	千	円	円
税引後の総損益差額（損益差額-税金）	61					62				

※個人薬局については記入の必要はありません。

### 第3 給 与

- 直近の2事業年（度）における、調査対象となった薬局で直接業務に従事する**常勤職員**に対して支払った給与の状況について、職種別に記入してください。

個人薬局は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間が直近の2事業年（度）となります。

- 各事業年（度）の「延べ人員（人月）」欄に記入する人月数は、各事業年（度）における月別給与支給人員の年（度）間合計です。例えば、2人の職員が在籍し、そのうちの1人が1年間（12ヶ月）従事しており、もう1人が半年間（6ヶ月）だけ従事していた場合には、「延べ従事人月」は18人月となります。

- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

#### 1 令和4年3月末までの事業年（度）の常勤職員給料・賞与

常 勤 職 員（令和4年3月末までの事業年（度））												
職 種	延べ人員（人月）		給 料				賞 与					
	①	人月	⑦	億	百万	千	円	⑬	億	百万	千	円
管理薬剤師 (個人立の開設者本人を除く)	①	人月	⑦					⑬				
薬剤師	②	人月	⑧					⑭				
事務職員 (上記の職種に従事している者を除く)	③	人月	⑨					⑮				
その他の職員	④	人月	⑩					⑯				
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	⑤	人月	⑪					⑰				
合 計	⑥	人月	⑫					⑱				

#### 2 令和5年3月末までの事業年（度）の常勤職員給料・賞与

常 勤 職 員（令和5年3月末までの事業年（度））												
職 種	延べ人員（人月）		給 料				賞 与					
	⑰	人月	⑳	億	百万	千	円	㉓	億	百万	千	円
管理薬剤師 (個人立の開設者本人を除く)	⑰	人月	⑳					㉓				
薬剤師	⑳	人月	㉑					㉔				
事務職員 (上記の職種に従事している者を除く)	㉒	人月	㉒					㉕				
その他の職員	㉓	人月	㉓					㉖				
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	㉔	人月	㉔					㉗				
合 計	㉕	人月	㉕					㉘				

## 第4 資産・負債

- 直近の2事業年（度）の末日における資産及び負債の額を記入してください。  
個人薬局は、令和3年12月31日及び令和4年12月31日が直近の2事業年（度）の末日となります。
- 法人全体で包括して貸借対照表が作成されているような場合には、面積、従事者数の割合など、調査対象となった薬局分の実態を最も適切に反映していると思われる係数で按分し、調査対象となった薬局分の金額を記入してください。
- 薬局単位で算出することが困難な場合など、記入に当たってお困りの点・ご不明な点等ございましたら、コールセンター（0120-257-460）にご相談ください。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

個人薬局であって、青色申告で「貸借対照表（資産負債調）」を税務署に提出していない場合、右側のチェック欄“□”に“レ”を記入してください。この場合、資産・負債の記入の必要はありません。

### 資産の部

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円
I 流動資産										
II 固定資産	②					⑥				
III 繰延資産	③					⑦				
<b>資産合計</b>	④					⑧				

### 負債の部

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	⑨	億	百万	千	円	⑬	億	百万	千	円
IV 流動負債										
V 固定負債	⑩					⑭				
（うち）長期借入金	⑪					⑮				
<b>負債合計</b>	⑫					⑯				

## 第5 設備投資額

- 直近の2事業年（度）中に新規に取得した資産にかかる取得価額を記入してください。  
個人薬局は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間が直近の2事業年（度）となります。
- 上記の金額のうち、直近の2事業年（度）中に新規にリース契約を締結した場合には、当該設備の取得価額（リース期間中のリース料総額）を「（うち）リース分」の欄に記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

### 設備投資額

科 目	金額（令和4年3月末までの事業年（度））					金額（令和5年3月末までの事業年（度））				
	①	億	百万	千	円	⑩	億	百万	千	円
設備投資額（土地を含む）										
（うち）建物（建物附属設備を含み、土地を除く）	②					⑪				
（うち）医療機器	③					⑫				
（うち）リース分	④					⑬				
（うち）調剤用機器	⑤					⑭				
（うち）リース分	⑥					⑮				
（うち）医療情報システム用機器	⑦					⑯				
（うち）リース分	⑧					⑰				
設備投資額のうち消費税課税対象の投資額	⑨					⑱				

自由記載欄
-------

## 医療経済実態調査（医療機関等調査）に対するご意見

このたびは、「令和5年医療経済実態調査（医療機関等調査）」にご協力いただきありがとうございます。本調査の改善に役立てるため、本調査に関するご意見等ございましたら、以下にご記入ください。（任意提出）

--

調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました。  
お手数ですが、本調査票の複写を1部お取り置きください。

事務局	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
記入欄										